

第 39 回 J A 福島大会議案

新生 J A の機能発揮による震災復興と
未来につなぐ協同の実践



平成27年11月
J A グループ福島

J A 綱 領

— わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

I. はじめに（第 39 回 J A 福島大会の位置づけ）	1
II. 基本方針（J A グループ福島が次期 3 か年で目指すもの）	3
(1) 基本方針	
(2) 基本理念	
(3) 重点課題と目標（値）	
III. 取り組みの進め方	5
IV. 施策の体系	6
【基本理念 1】	7
○消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の復興と農業所得の増大	
1. 福島県農業の復興促進の取り組み	
2. 地域営農ビジョン運動の展開と本県農業の担い手育成	
3. 本県農業の生産拡大と農業所得 10%アップの取り組み	
4. J A 営農経済事業の体制強化	
【基本理念 2】	21
○「安心して暮らせる地域社会の実現」への貢献	
1. 地域の実情・ニーズを踏まえた J A 事業と J A 暮らしの活動の展開	
2. 循環型社会に向けた取り組み	
【基本理念 3】	25
○組合員・利用者の「営農とくらしを守る協同組合」の機能強化	
1. 組合員の「積極的な参加と利用（アクティブ・メンバーシップ）」の促進	
2. 広域合併 J A の経営管理機能の強化と人材育成	
3. 「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成の取り組み	
V. 中央会・連合会の支援	33
〈参考資料〉	48
1. 福島県の農業・J A をめぐる情勢	
2. 前回大会決議「大震災・原発事故からの再生と次代につなぐ協同」の実践状況	
3. 農協改革（農協法改正）の概要	

I. はじめに（第39回 J A 福島大会の位置づけ）

J Aグループ福島は、大震災と原発事故からの復興なくして、本県農業の復興はあり得ないとの認識のもと、平成24年1月に本県農業・J Aの復興後の「目指す姿」と復旧・復興に向けて取り組むべき実践事項を定めた「J Aグループ福島復興ビジョン」を策定し、同年3月の復興大会を契機に、本格的な復興対策を開始しました。

【J Aグループ福島復興ビジョンの目指す姿】（平成24年～33年の10年間）

復興後の本県農業・J Aが「目指す姿」を以下の通りとする。

1. 農地と地域の除染・除塩等が進展し、生産者が安心して農業に勤しんでいる姿
2. 農畜産物「福島ブランド」が消費者の信頼を得て全国トップブランドとして確立されており、地産地消も活発に展開されている姿
3. 生産基盤と営農条件が復旧・復興し、多様な担い手のもとで農業生産が回復し拡大している姿
4. 組合員・地域住民がふるさとで安心して暮らすことができ、従前にも増した絆で結ばれた地域社会が構築されている姿
5. 強固な組織・経営基盤のもと「福島県の復興」の一翼を担い、J Aが組合員・地域にとってかけがえのない存在としてその役割をフルに発揮している姿

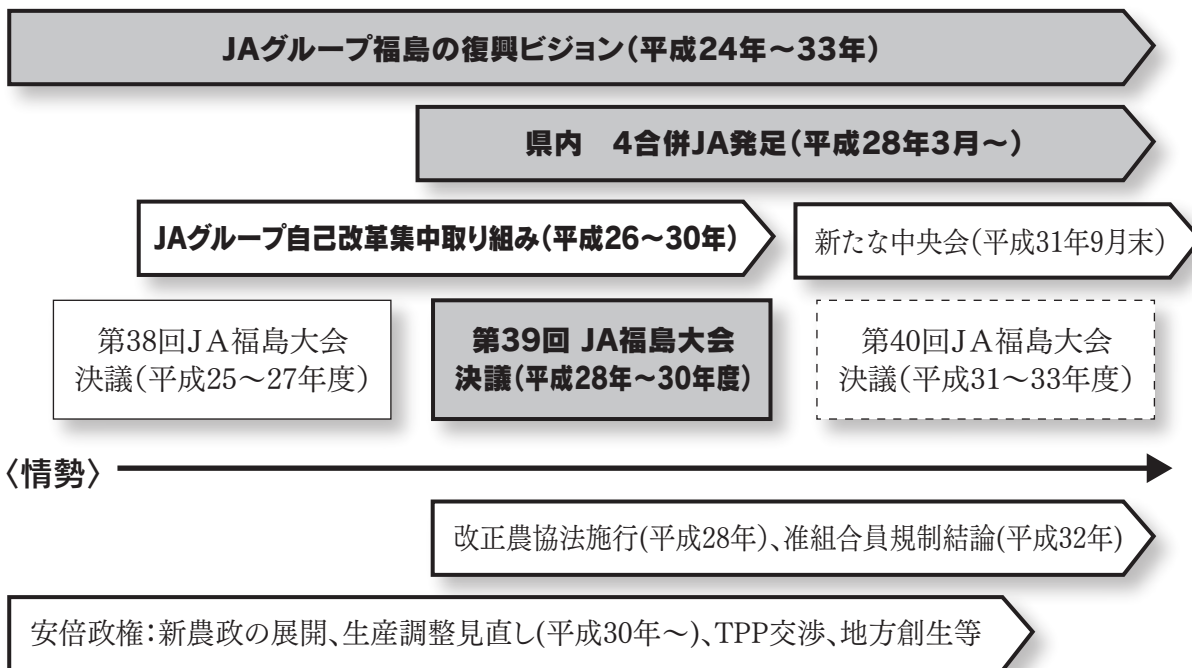
更に、平成24年11月の第38回 J A 福島大会においては、「大震災・原発事故からの復興と次代へつなぐ協同」と「J Aグループ福島の新たな組織体制の実現」を決議し、『消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の復興』、『「安心して暮らせる地域社会再生」への貢献』、『組合員、利用者の「営農とくらしを守る協同組合」の再構築』を基本理念として、復興ビジョンの目指す姿の実現に向けた取り組みを実践するとともに、大震災・原発事故により一段と厳しくなる経営環境の中で、将来にわたって組合員や地域の期待に応えられる強固な J A 経営基盤の確立を図るために、平成28年3月1日を目標とする県内4 J A への合併に向けた取り組みを推進してきました。

【第38回 J A 福島大会の基本理念】

- 1 消費者と共生する、「安全・安心なふくしま農業」の復興（復興ビジョン1～3）
「農業の復興なくして福島県の復興のないこと」を確信し、生産者と消費者の双方にとって安全・安心できる状況づくりを通じて、全国に誇れる本県農業の復興に取り組む。
- 2 「安心して暮らせる地域社会再生」への貢献（復興ビジョン4）
組合員・地域住民を主役として、県、市町村、各種協同組合、地元企業等とも連携をはかり、安心して暮らすことができ、かつ活力ある「ふるさと」の再生に向けて取り組む。
- 3 組合員・利用者の「営農とくらしを守る協同組合」の再構築（復興ビジョン5）
組合員・利用者にとって拠り所となる「地域にとってかけがえのない J A」として、激変した環境のもとでその役割をフルに発揮するため組織・事業活動の再構築に取り組む。

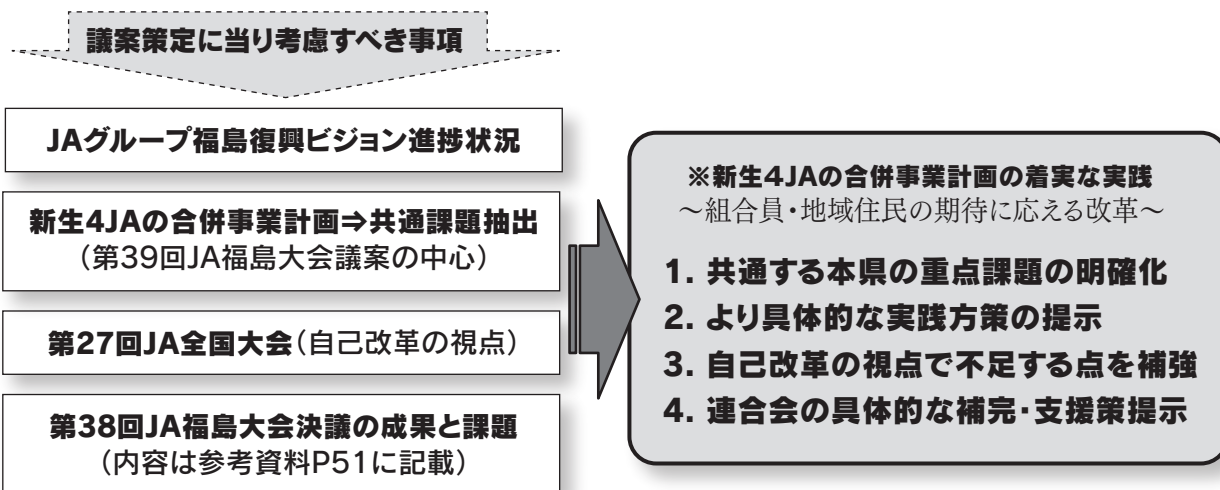
こうした取り組みを進めている最中に、政府は農業の成長産業化の名のもとに「農協改革」を提起し、JAグループの組織の大幅な見直しを含む農協法改正案が、平成27年8月28日に成立、9月4日に公布され、平成28年4月1日に施行される予定となっています。これに対して、JAグループは平成26年11月に、「JAグループの自己改革について」を決定し、将来の目指すべきJAのあり方を「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」とし、「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組むこととしました。

【第39回 JA福島大会議案で念頭におくべき事項】



第39回 JA福島大会では、本県農業の復旧・復興の現状や、JAグループを取り巻く環境、政府が進める農協改革とJAグループの自己改革等を踏まえ、平成28年3月1日に発足する新生4JAが、合併基本構想に定めた目指す姿の実現に向けて、それぞれの合併事業計画の着実な実践を図ることで、本県農業の復興促進や農業者の所得増大、地域コミュニティ活性化に貢献するとともに、中央会・連合会が新生JAの取り組みを徹底して支援するための方針を確立します。

【第39回 JA福島大会議案の視点】



Ⅱ.基本方針（JAグループ福島が次期3か年で目指すもの）

（1）基本方針

第39回JA福島大会で決議する次期3か年の基本方針は、「JAグループ福島復興ビジョンの目指す姿」の実現と「JAグループの自己改革の基本目標（農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化）」の実践による「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の実現に向けて、平成28年3月1日に合併予定の新生4JAが、合併事業計画を着実に実践することと、中央会・連合会がJAの取り組みを徹底して支援することです。

【基本方針】

- ① 新生4JAの合併事業計画の着実な実践
- ② 中央会・連合会の徹底した支援

（2）基本理念

大震災・原発事故からの復旧・復興の現状や、JAグループを取り巻く情勢の中で、新生4JAの合併基本構想・合併事業計画に共通する理念・方向性を、第39回JA福島大会（次期3か年）の「基本理念」として設定し、理念毎に重点課題・目標（値）を設定して実践します。

【第39回JA福島大会の基本理念（次期3か年）】

1 消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の復興と農業所得の増大

生産者と消費者の双方にとって安全・安心できる取り組みを更に強化し、全国に誇れる本県農業の生産力と福島ブランドの信頼を回復し、合わせて農業者の所得増大を実現する。

2 「安心して暮らせる地域社会の実現」への貢献

組合員・地域住民を主役として、県、市町村、各種協同組合、地元企業等とも連携をはかり、安心して暮らすことができ、かつ活力ある「地域社会」の実現に向けて取り組む。

3 組合員・利用者の「営農とくらしを守る協同組合」の機能強化

激変した環境のもとで、新生4JAが、組合員・利用者の拠り所となる「地域にとってかけがえのないJA」として、その役割をフルに発揮するため組織・事業活動の再構築を図る。

重点課題（理念毎に戦略的に取り組む課題）
⇒ 目標（値）設定 ⇒ 実践方策設定

「JAグループ福島復興ビジョンの目指す姿」の早期実現
「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立

(3) 重点課題と目標（値）

基本理念毎に、次期3か年で戦略的に共通の目標感をもって取り組む事項を「重点課題」とし、指標化できるものは平成30年までの目標値を設定し、その実現に向けた実践方策を推進します。

【基本理念1】消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の復興と農業所得の増大

＜重点課題・目標＞

- ①被災者の営農再開と県産農畜産物のブランド回復
 - ・県産米の県内消費率 60%台⇒80%台への回復（新たな米戦略展開）
- ②集落営農や新規就農者など本県農業の担い手の確保
 - ・新規就農者（平成30年まで年間） 200名（県の新生プランと同じ目標）
 - ・農業生産法人の育成（平成30年まで） 60法人（集落営農法人含む）
- ③農業所得10%アップの取り組み
 - ・JA販売品販売高：平成26年822億円⇒870億円
（ファーマーズマーケット地場産農産物含む）
 - ・ファーマーズマーケット売上：平成26年74億円⇒90億円（100億円運動の展開）
 - ・農業簿記記帳代行利用者：平成26年 2,000名⇒3,000名
 - ・農業経営コンサルモデル支援対象農家 50名以上
 - ・ナラシ対策加入（水田面積カバー率） 平成26年産17.8%⇒50%以上

【基本理念2】「安心して暮らせる地域社会の実現」への貢献

＜重点課題・目標＞

- ①JA事業とJAくらしの活動の連携強化（JAの総合事業とくらしの活動は車の両輪）
- ②介護保険事業の展開によるセーフティネット機能の更なる発揮
 - ・介護保険事業所数の拡大：平成27年4月1日現在60か所⇒70か所以上
- ③新たなJA利用者や地域農業の「応援団」づくり
 - ・福島県民190万人との結びつきの強化（食べる・利用する・参加する・行動する応援）
- ④循環型社会の確立に向けた取り組み
 - ・福島議定書等による地球温暖化防止対策のJAグループ福島全てによる実施

【基本理念3】組合員・利用者の「営農とくらしを守る協同組合」の機能強化

＜重点課題・目標＞

- ①組合員の「積極的な参加と利用（アクティブ・メンバーシップ）」の強化
 - ・1支店1協同活動の全県的展開
 - ・総合ポイント制度の全県的展開
- ②組合員世代交代対策の具体化と実践
- ③准組合員メンバーシップ対策の具体化と実践

Ⅲ. 取り組みの進め方

(1) 新生4JAの合併事業計画の着実な実践

平成28年3月1日に合併する新生4JAの経営理念にもとづき、合併事業計画に位置づけた「地域農業戦略」、「地域暮らし戦略」、「組織経営基盤戦略」の具体化と着実な実践により、大震災・原発事故からの復興と、「地域農業の生産回復と拡大」・「農業者の所得増大」・「地域の活性化」に取り組みます。

合併事業計画については、工程表も作成してPDCAサイクルを回し、進捗管理の徹底により着実な実践に取り組みます。

地域農業戦略	農地等の復旧、除染・吸収抑制対策や検査体制強化等の安全・安心確保対策による福島ブランドの回復に加え、「地域営農ビジョン」・「農業所得10%アップ」運動等による地域農業の担い手育成・確保及び農業生産拡大と農業所得の向上をめざすもの。 ※ 地域の特性を踏まえ「地域農業戦略」は地区本部単位に策定実践する。
地域暮らし戦略	支店を拠点に、組合員・地域住民のくらしのニーズにこたえたJA総合事業とくらしの活動等を通じて「くらしの安全・安心」と地域コミュニティの活性化をめざすもの。
組織経営基盤戦略	地域密着力・接点強化や総合力発揮等地域に即した組合員・利用者目線の組織運営と事業活動を行い、合わせて高度な経営管理機能を発揮して、組合員拡大・利用拡大とメンバーシップの強化、財務基盤の拡充や事業伸長等をめざすもの。 ※ 各JAの合併事業計画の事業・経営(財務)目標の着実な達成を目指す。

(2) 中央会・連合会の新生4JAへの支援の取り組み

中央会・連合会は、相互連携による新生4JAの合併事業計画の着実な実践に向けた支援体制や、県営農センター（県営担い手サポートセンター）等の事業横断的な連携した支援体制を構築し、「農業振興」と「地域コミュニティの活性化」に向けたJAの取り組みを支援するとともに、連合会は各事業の実施体制の強化や事務の効率化・合理化を進め、JAの営農経済事業の強化や組合員・利用者サービスの向上に向けた支援を強化します。

また、中央会は平成27年5月にとりまとめた「中央会のあり方専門検討委員会」の方向を具体化し、会員JA・組合員から求められる機能発揮と合併JAへの支援に向けた行動計画を策定実践するとともに、農協法改正により平成31年9月末を期限として全国中央会は一般社団法人に、都道府県中央会は連合会に移行することとされたことから、全国組織と連携してJAグループの結集軸としての「新たな中央会」の構築に取り組みます。

IV. 施策の体系

【基本理念1】消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の復興と農業所得の増大

1. 福島県農業の復興促進の取り組み
 - (1) 農業生産基盤の復旧・復興促進と被災者の営農再開支援
 - (2) 風評払拭による「福島ブランド」の信頼回復と向上
 - (3) 食の安全・安心確保対策の総合的な取り組みの徹底
 - (4) 原発事故に伴う損害の万全な補償対策
2. 地域営農ビジョン運動の展開と本県農業の担い手育成
 - (1) 「地域営農ビジョン運動」の展開による集落営農の育成支援
 - (2) 地域農業を支える本県農業の担い手育成と支援
 - (3) 担い手経営体のニーズに応える支援対策の強化
3. 本県農業の生産拡大と農業所得10%アップの取り組み
 - (1) マーケットインにもとづく生産販売事業への取り組み
 - (2) 生産資材コスト低減と低コスト技術の普及推進
 - (3) 農業経営管理支援対策の取り組み強化
4. JA営農・経済事業の体制強化
 - (1) JAの営農・経済事業の体制強化
 - (2) 中央会・連合会による県域担い手サポートセンターの設置

【基本理念2】「安心して暮らせる地域社会の実現」への貢献

1. 地域の実情・ニーズを踏まえたJA事業とJAくらしの活動の展開
 - (1) JA事業（総合事業）を通じた生活インフラ機能の発揮
 - (2) JAくらしの活動を通じた組合員・地域住民の「暮らしの安心」確保に貢献
 - (3) 中央会・連合会の支援
2. 循環型社会に向けた取り組み
 - (1) 再生可能エネルギーの利活用
 - (2) 地球環境問題への取り組み
 - (3) 脱原発に向けた取り組み

【基本理念3】組合員・利用者の「営農とくらしを守る協同組合」の機能強化

1. 組合員の「積極的な参加と利用（アクティブ・メンバーシップ）」の促進
 - (1) 総合力・地域密着力を支えるJA拠点機能の発揮
 - (2) 多様な組合員組織の活性化と組合員のJA運営への参画
 - (3) 組合員の世代交代にともなう次世代対策の強化
 - (4) 地域農業を共に支える准組合員との接点強化
 - (5) 中央会・連合会の支援
2. 広域合併JAの経営管理機能の強化と人材育成
 - (1) 経営管理機能の強化
 - (2) 協同組合運動を支える人材育成
 - (3) 中央会・連合会の支援
3. 「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成の取り組み
 - (1) 組合員の意思結集による農政運動の展開
 - (2) 国民理解の醸成に向けたJA広報活動の取り組み強化
 - (3) 地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会を軸とした県内の多様な組織との連携

【中央会・連合会の支援】 中央会、全農、共済連、農林中金、厚生連、情報システム

【基本理念1】消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の復興と農業所得の増大

【実践方策】

1. 福島県農業の復興促進の取り組み

大震災・原発事故から5年目を迎え、水稻の作付け再開地域の拡大や放射性物質が検出されない農畜産物生産技術の確立等の明るい兆しも見える一方で、依然として避難区域の農業者の多くは営農再開の目途がたたず、風評被害も沈静化していません。

今後は、原発事故の影響で遅れている農地の復旧促進や避難区域再編・解除等に伴う営農再開対策の具体化、安全安心な福島ブランド回復に向けた生産対策と検査体制の継続、風評払拭に向けたリスクコミュニケーションやPRの強化により、本県農業復興の加速化に取り組みます。

(1) 農業生産基盤の復旧・復興促進と被災者の営農再開支援

東日本大震災および原発事故以降、地震・津波等の被害を受けた農地及び農業用施設の復旧や、避難指示区域での除染後農地の保全管理、市町村の管理の下での水稻の試験栽培など、復旧と営農再開に向けた明るい兆しも見えるようになってきましたが、農地除染の遅れ等、生産現場では不安と苦悩が続いています。

J A・連合会は、引き続きJ Aグループ福島復興ビジョンに基づき、本県農業生産基盤の復旧・復興の促進と営農再開支援に取り組みます。

①農地・農業用施設の復旧

原発事故後に警戒区域・帰還困難区域・居住制限区域等となった区域の農地・農業用施設等の復旧作業の進捗状況を踏まえ、関係機関・団体との連携により、復興組合等による改修事業や農地の復旧（除染・吸収抑制対策・除塩・瓦礫撤去等）に向けた取り組みを支援します。

②被災地の営農再開支援

帰還可能となった区域での営農再開など、被災地の復旧状況や市町村の取り組み状況を踏まえ、必要な支援を講じます。

(2) 風評払拭による「福島ブランド」の信頼回復と向上

消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の確立のため、J Aグループ福島は生産段階での安全確保対策と流通段階での検査体制の強化に引き続き取り組み、消費者が安心して買い求められる農畜産物を提供します。

また、こうした安全安心確保の取り組みを広く情報発信し、消費者とのリスクコミュニケーションを強化することで風評払拭をはかります。





①放射性物質が検出されない農畜産物づくりと検査体制継続実施

農畜産物を生産するため、土壌の測定を実施し土壌中の放射性物質濃度を把握するとともに、土壌の状態に応じ効果的な吸収抑制対策を徹底して講じていきます。

また、生産された農畜産物は放射性物質検査（米の全量全袋検査、園芸品目の全戸・全品目検査、肉牛の全頭検査）により安全性を確認して販売するとともに、測定結果はすべて公表していきます。

【農業生産基盤の復旧・復興の状況と今後の見通し】

農林水産業施設等の復旧状況

	 農地 (営農再開可能面積の割合)	 農業経営体 (経営再開状況)	 漁業経営体 (操業再開状況)	 農地・農業用施設等の復旧工事
進捗率 (②/①*100)	33.3%	60.9%	41.1%	83.4%
① 被害状況	5,460ha 東日本大震災に伴う津波被災農地面積(旧警戒区域含む)	17,200 経営体 東日本大震災による被害のあった経営体	740 経営体 東日本大震災による被害のあった経営体	2,958 地区 査定完了地区
② 復旧・復興の状況	1,820ha 営農再開が可能な農地面積(H27年度見込)	10,500 経営体 営農を再開した経営体(※一部再開含む)	304 経営体 操業を再開した経営体(※試験操業を含む)	2,468 地区 着手済地区
集計年月	(H27.7)	(H26.3)	(H27.5)	(H27.3)

「ふくしま復興のあゆみ <第12版>」より

津波被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し

(単位：ha)

	26年度 まで 累計	27 年度	28 年度	29年度 以降	小計	避難指示 区域 ※1	復旧対象 農地 合計	転用 (見込み含む) ※2	津波被災 農地 合計
福島県	1,630	190	580	360	2,760	2,120	4,880	580	5,460

※1 原子力発電所事故に伴い設定されている避難指示区域の中で、避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえつつ、復旧に向けて取り組む農地である。

※2 農地の転用等により復旧不要となる農地（見込みを含む）である。

農水省「農業・農村の復興マスタープラン」より

【福島県農畜産物の安全・安心の取り組み】

1. 土壌の測定
2. 吸収抑制対策
3. 農畜産物の測定
4. 消費者等への情報提供



②風評払拭にむけたリスクコミュニケーションとPR対策の強化

生産者と消費者の交流会等のリスクコミュニケーションやイベント等でのPR、各種媒体を活用した「安全・安心確保」の取り組みに関する情報発信を強化するとともに、トップセールスをはじめ、流通業界への働きかけを強化し、風評払拭に取り組めます。

③地産地消の回復対策の取り組み

風評払拭を県内から進めていくため、関係機関と連携を図りながら県産農畜産物の安全・安心と併せ「美味しさ」をPRし、震災前の売り上げを回復しているファーマーズマーケットの更なる売り上げ拡大や、学校給食の県産食材利用率向上、県産米の県内消費率の80%台への回復対策等に取り組めます。

(3) 食の安全・安心確保対策の総合的な取り組みの徹底

安全・安心な県産農畜産物の供給に向けた安全性確保や品質向上を確実なものとするため、農薬の適正使用および生産履歴記帳を徹底するとともに、農業生産工程管理（GAP）の取り組みを強化していきます。

また、消費者の県産農畜産物への信頼を高めるため、JAは残留農薬自主検査についての実施要領（食品衛生法・農薬取締法等法令違反事例発生時の対応を含む）を定め、計画的に取り組めます。

(4) 原発事故に伴う損害の万全な補償対策

原発事故は人災であるとの認識のもと、国・東京電力の責任ある対応を求めながら、原発事故に起因する全ての農業被害・営業損害について万全かつ速やかな損害賠償の履行に向けた取り組みを継続します。

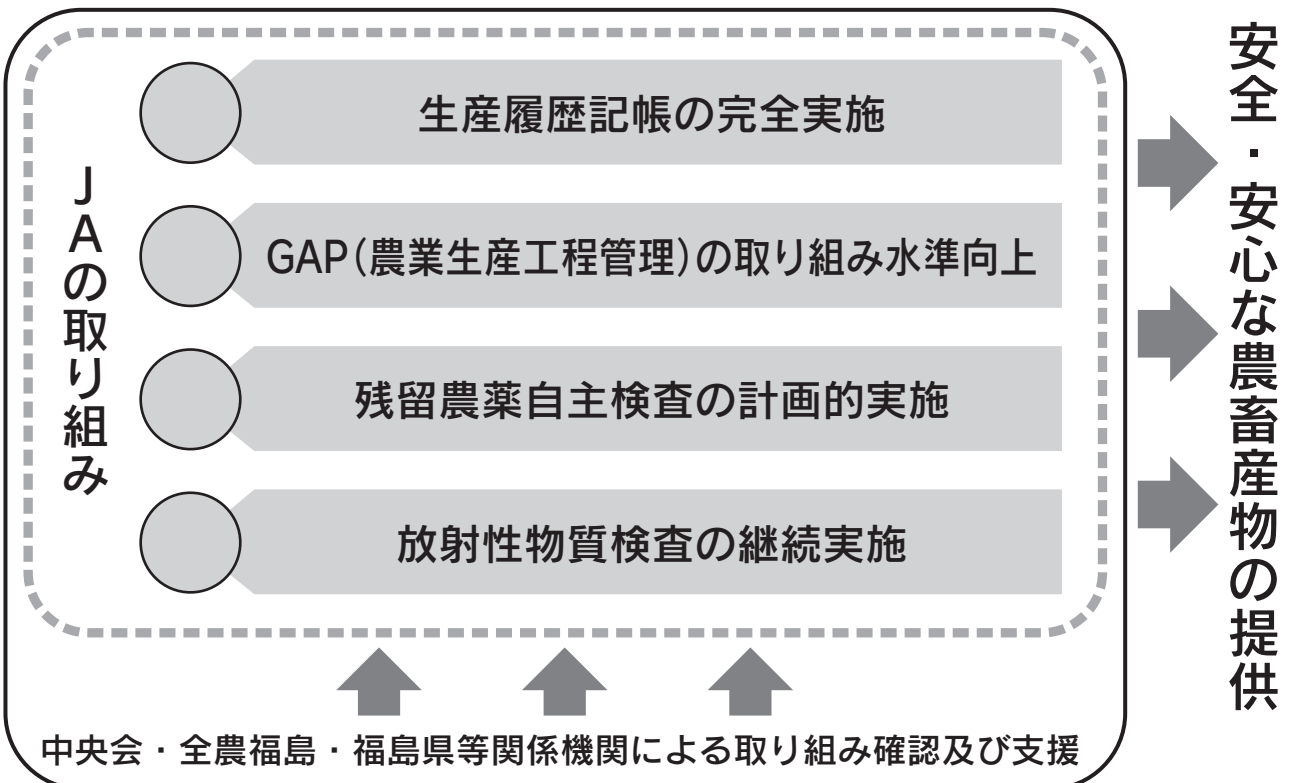
復興指針改定（平成27年6月閣議決定）等により、平成29年3月までに避難指示解除準備区域・居住制限区域を解除し、営業損害の賠償については一括賠償を28年度分までとし、その後は個別事情とする動きがありますが、原発事故に伴う損害が発生しているかぎり損害賠償支払いを継続するよう、国・東京電力に働きかけます。

【JA グループ福島 食の安全確保対策の取り組み（イメージ）】

※JAグループ福島は「食の安全確保対策取り組み方針」（平成27年1月26日制定）において、これまでの取り組みが遅れているJAや部会等の底上げを徹底することを主眼として取り組むこととしています。



【JA グループ福島 食の安全確保対策の取り組み事項（展開イメージ）】



2. 地域営農ビジョン運動の展開と本県農業の担い手育成

農業従事者の高齢化に加えて、大震災・原発事故による避難の長期化や離農等により、本県農業の担い手不足は一層深刻化しており、本県農業の復興を促進し生産基盤の拡大をはかるためには、目標感をもった担い手育成が不可欠です。そのため、「地域営農ビジョン運動」の継続実施による集落営農の設立や、新規就農支援対策の強化により、組織経営体・個別経営体双方の担い手育成を進めます。

(1) 「地域営農ビジョン運動」の展開による集落営農の育成支援

J Aグループ福島は、地域農業の目指す方向（地域農業の将来像）を描いた「地域営農ビジョン」を策定・実践する「地域営農ビジョン運動」の実践強化により、2階建ての集落営農の構築に取り組みます。このため、集落を単位として担い手を明確化し、農地の利用調整や農業機械・施設の共同利用等により農業生産の効率化や生産性向上・コスト低減をはかるとともに、地域の農地を守り、被災地の営農再開を促進します。また、農業生産条件の不利な中山間地域においては、日本型直接支払制度等の活用による集落営農の構築に取り組むとともに、地域・農村を支える多様な担い手が活躍する場を増やすため、園芸品目等の生産を進めていきます。

①「地域営農ビジョン運動」の展開

ア 推進モデル集落の設定と全集落への取り組みの展開

J Aは、既存の農用地利用改善団体及び多面的機能支払いの農地維持支払協定組織等が存在する集落等を重点にモデル集落を設定し、「地域営農ビジョン」の策定を促進し、全集落での取り組みに広がっていきます。

イ J Aの地域営農ビジョン運動支援体制の整備

地域営農ビジョン運動は、農家組合員が主体となり、J Aと行政が一体となった支援体制のもとで、集落ごとの徹底した話し合いと合意形成を進めます。

J Aは、取り組み集落ごとに集落担当職員（集落サポーター）の配置と、支店・営農センター単位に各集落担当の統括責任者（支店・営農センター長）を置くとともに、集落・地域に詳しい「集落営農推進員（J A・行政のOB等）」を置く等の支援体制を整備し、集落での徹底した話し合いを通じた「地域営農ビジョン（人・農地プランを含む）」の策定・実践を支援します。

ウ 中央会・連合会の支援

中央会・連合会は行政・関係機関と連携した支援体制を構築し、集落リーダー・J A担当者・集落営農推進員の育成対策や支援助成の実施により、J Aの取り組みを支援します。

②集落営農の組織化法人化と多様な担い手の育成支援

J Aは、地域営農ビジョン策定集落での、集落営農の組織化・法人化を促進します。ビジョンには、地域農業の担い手を位置づけ、その状況に応じてオペレーター型・集落ぐるみ型などの組織運営体制を決定し、中核的な担い手の所得目標を設定するとともに、農地の出し手等多様な担い手についても、条件に応じて集落営農を支える役割が発揮でき、また、経営転換によりファーマーズマーケット等での所得確保ができる仕組みを提案します。更に、集落営農によるナラシ対策等への加入推進や、集落営農法人の連携・再編等による規模拡大、経営の広域展開による経営安定化を支援します。

③J A出資型農業法人による農地維持活動と経営確立

J Aは、担い手が不足する地域での、地域農業の受け皿と担い手サポート機能を発揮するため、J A出資型農業生産法人の設立と、経営の安定化を進めます。

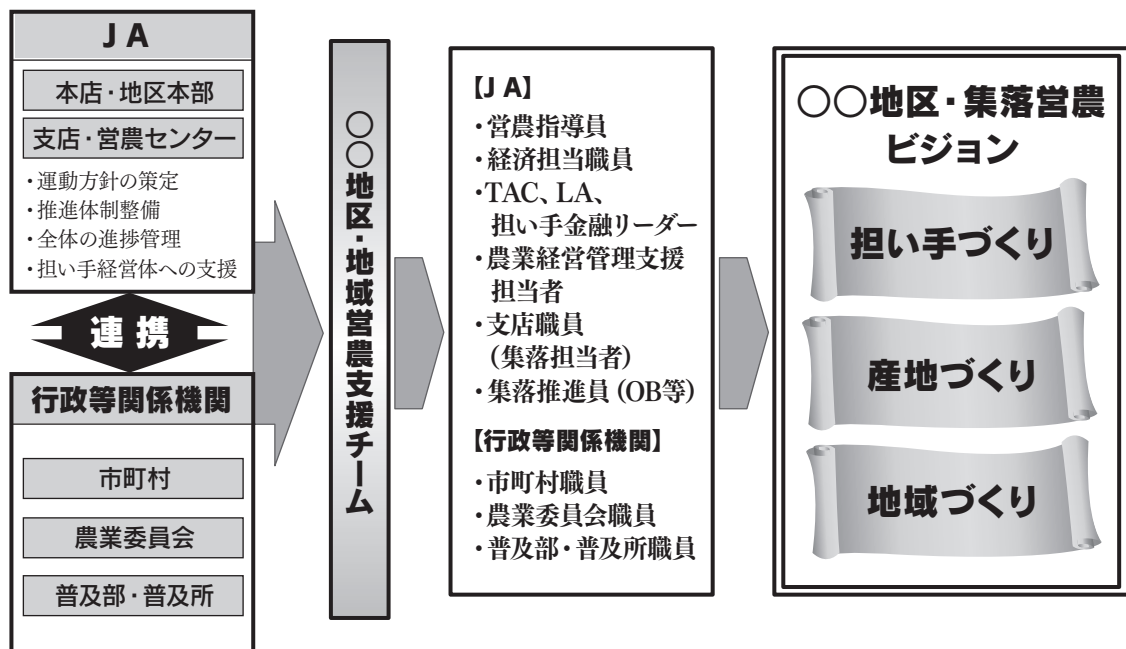
【福島県の農業担い手の状況】

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
販売農家(戸)	80,597	70,520	68,200	59,900	58,400	57,000
基幹的農業従事者(人)	89,377	81,778	73,700	61,800	61,000	60,300
65歳以上(人)	53,397	51,246	45,000	38,100	38,800	40,000
65歳以上(%)	59.7	62.6	61.1	61.7	63.6	66.3
認定農業者	5,362	6,782	6,780	6,621	6,416	—
新規就農者/年	165	192	182	142	224	166
農用地利用改善団体	—	344	370	325	317	316

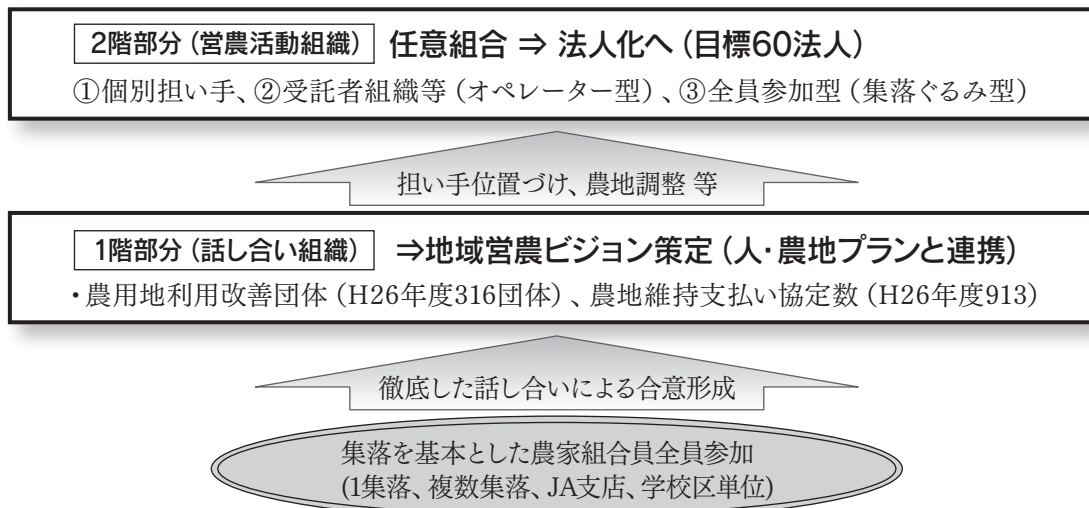
※販売農家数(22年度/17年度):福島県(87.5%)、全国(83.1%)、東北(82.3%)

※販売農家数(26年度/22年度):福島県(80.8%)、全国(88.5%)、東北(83.5%)

【地域営農ビジョン運動支援体制 (イメージ)】



【2階建ての集落営農のイメージ】



(2) 地域農業を支える本県農業の担い手育成と支援

J Aは新規就農者等の育成目標を定め、地域営農ビジョンにも明確に位置づけて育成します。国の就農支援資金の活用に加えて、J A・連合会の一貫した「新規就農者支援パッケージ」の本県における具体化により、全県で年間200名を目標に新規就農者の積極的な育成をはかるとともに、認定農業者への誘導を促進します。

①新規就農など担い手育成対策の強化

J A・連合会は関係機関と連携し、新規就農者・定年帰農者等の就農促進として、就農準備資金の対応や農地斡旋、機械・施設リース等により就農を支援します。

さらには、就農相談、および地域の担い手農家やJ A出資法人・J A本体による農業研修制度等を通じ、就農に向けた知識・技能の取得を支援します。

②認定農業者の育成支援

経営所得安定対策のナラシ対策等の国による農業経営のセーフティネット対策が認定農業者を対象としていることから、地域農業の中核的担い手については認定農業者への誘導をはかるとともに、J Aの総合力を發揮した部門横断的な対策を提案し、経営改善・所得向上を支援します。

(3) 担い手経営体のニーズに応える支援対策の強化

①担い手経営体に対する個別支援強化

ア J Aは、担い手専任担当者（TAC、営農指導員、担い手金融リーダー等）の配置・拡充により、担い手経営体への個別支援を強化します。

イ J Aは、支援する担い手経営体を明確化し、訪問活動を通じて経営意向を把握する等、徹底した担い手ニーズの掘り起こしと管内農業の実態を把握します。

ウ J Aは、出向く活動によって得られた情報等のJ A役員、関係部署間での共有・連携を通じて、総合事業の強みを最大限に發揮したオールJ Aで担い手経営体を支援します。

エ 中央会及び連合会は、専門家（税理士・中小企業診断士・社会保険労務士等）やJ A・行政機関OB、農業経営に精通した篤農家や法人経営者と連携し、広域的な人材派遣制度（人材バンク）を構築することにより、高度化・専門化する担い手経営体の経営課題の解決を支援します。

②担い手の経営をサポートする事業の取り組み

ア 担い手への農地利用集積・集約化の取り組み

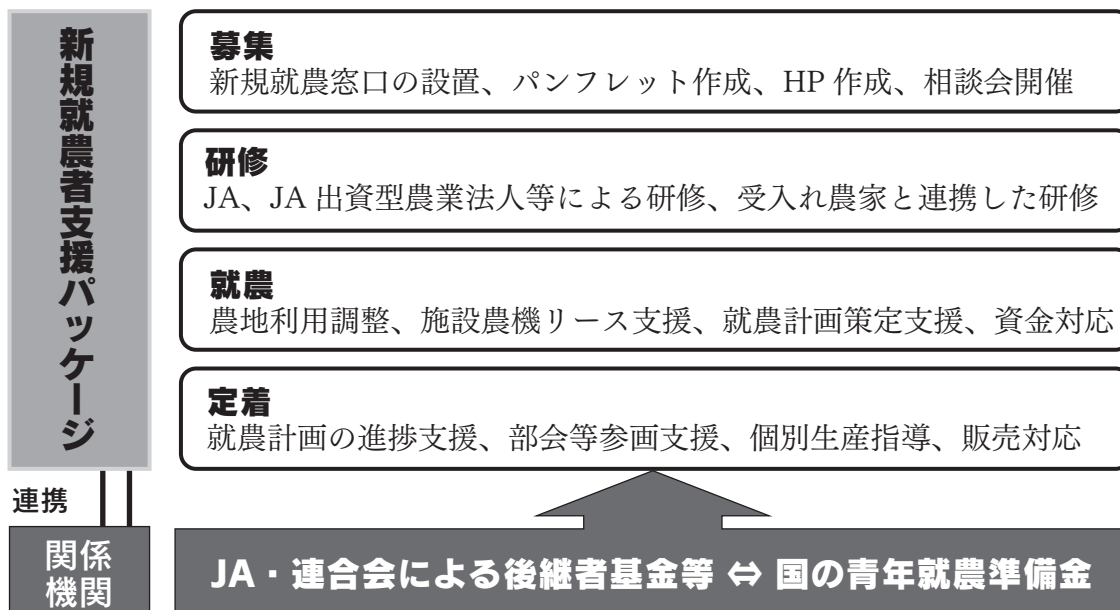
J Aは、担い手経営体のニーズに応じた農地利用集積・集約化をさらに推進するため、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業の業務を積極的に担い、分散錯圃解消等の生産コスト低減の取り組みを進めます。

イ 担い手への労力軽減・確保対策の取り組み

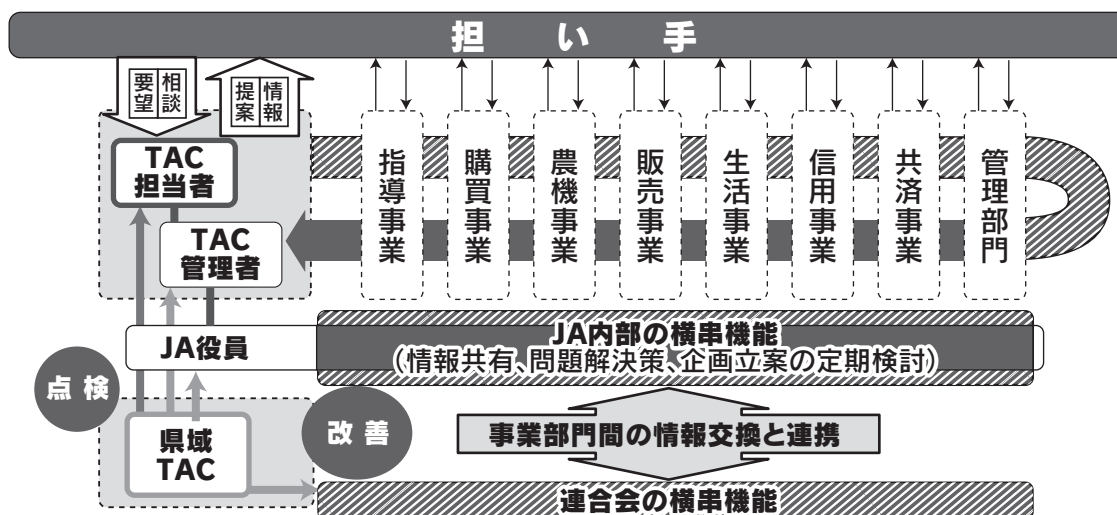
J Aは、担い手経営体の規模拡大や経営多角化を支援する具体策として、農作業の有料・無料職業紹介事業等の展開により、営農活動を支える労働力軽減・確保対策に取り組めます。

また、農作業事故が依然として減少していないことから、農作業事故ゼロ運動の継続実施と労災保険加入支援体制を確立します。

【JAグループによる新規就農者の一貫支援体制】



【出向く体制と課題解決型の事業提案(TACの場合)】



資料：全農作成

【担い手経営体の経営課題の解決に向けた事業提案(例)】

担い手への農地利用集積・集約化	○農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業による分散錯圃解消等の生産コスト低減
担い手への労力軽減・確保対策	○農作業の有料・無料職業紹介事業等の展開による担い手経営体の規模拡大・経営多角化の支援
販売部門と営農支援部門の連携による収入拡大提案	○販売拡大につながる特徴品種・優良品種の選定・普及 ○加工・業務用向け青果物等の新規作物の生産に関わる関連資材・栽培技術の提案
生産費抑制や省力化技術	○農業機械のレンタル事業の活用 ○土壌診断に基づく施肥設計提案 ○大規模経営を可能とする省力技術開発
農業金融サービス事業リスク対応	○個別経営内容に応じた融資条件や担保・保障の条件設定 ○経営リスクに関する情報提供・啓発、ニーズに応じた保障提供

資料：「担い手経営支援に向けたJAグループの事業間連携強化の手引き(25年)11月」より抜粋

3. 本県農業の生産拡大と 農業所得10%アップの取り組み

担い手経営体や多様な担い手に対して、向う3か年で収入確保のための収量・品質の5%アップと経費の5%削減による「農業所得10%アップ」の実現に取り組みます。そのために、JA・連合会は、組合員の高品質・低コスト生産対策への支援、多様な販売流通対策や資材コスト低減対策を講じるとともに、農業経営管理支援対策による農業経営コンサルの取り組みを強化します。

(1) マーケットインにもとづく生産販売事業への取り組み

農畜産物消費構造や流通構造の変化に対応して、作物ごとに需要に応じた生産流通対策を講じ、販売品販売高870億円を目指します。

①地域特性に応じた作目別生産振興対策

ア 「新たな米戦略」による県産米販売戦略、需要に応じた生産対策（飼料用米生産等）

「新たな米戦略」の展開により、需要に応じた主食用米の生産に取り組むとともに、飼料用米を中心とする非主食用米の作付け拡大、担い手への農地集積による規模拡大と生産コスト削減、ナラシ対策面積カバー率50%以上、県産米の県内消費率80%台回復等の推進による所得増大をはかります。

また、水田活用の園芸作物の導入、大豆やそば等などの生産性と品質向上を促進します。

イ 畜産生産基盤強化対策

地域の条件等を踏まえ、素畜導入支援、生産性の向上、および生産コストの低減による生産基盤の維持・拡大をはかります。

また、耕種農家と畜産農家のマッチングなどを通じた自給飼料の増産・活用や買取方式による飼料用米の利用増進等（耕畜連携）に取り組みます。

合併JAごとに畜産センターを設置し、専門的・集中的な指導体制を確立します。

ウ 施設栽培の拡大や契約栽培による園芸産地強化

野菜については、実需者ニーズに応じた生産体制を確立するため、コスト低減や生産体系の確立、契約栽培部会の育成等を通じた産地形成に取り組むとともに、産地特性を活かした販売戦略の確立とそれに応じた出荷体制の見直しなどを行い、野菜を安定供給する姿をめざします。

果樹については、実需者ニーズを踏まえた優良品目・品種への転換による付加価値向上や契約栽培などを通じた販売力強化をはかり、地域性や品目特性を踏まえた高品質な果樹の生産・販売をめざします。

②多様な生産・流通・販売体制の構築

JAは、市場・実需者のニーズにもとづき、販路別等の部会の細分化・再編、販売先や生産条件に対応した複数共計の導入等、個々の農業者・部会員の努力が反映する販売対策に取り組みます。また、直販事業の実施にあたり、職員の営業力強化やリスク対策を講じます。

全農は、「生産から販売までの一貫した流通体制」を確立し、精米工場、パッケージステーション等の機能の活用や、加工業務用品目の生産振興、契約栽培（播種前契約）、「消費地販売部」の機能強化をはかり、実需者ニーズに対応した販売事業に取り組みます。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
農業産出額	2,450	2,330	1,851	2,021	2,049	未発表
JA販売高	901	960	689	762	830	813
うち米	381	424	275	365	355	343
米依存率 %	42.3	44.2	39.9	47.9	42.8	42.2

スローガン

農業所得10%アップ

運動目標

3カ年で農業所得の10%アップ

取組 1

収入確保のための
収量×単価の5%アップ

組合員の皆さんの取組み

- ①品質(A品率)アップ
 - ・記録・記帳とその確認改善で
 - ・適正な経営規模・労働力で

- ②反収・商品化率アップ
 - ・基本技術励行・適期の管理で

- ③手取収入アップ
 - ・収穫期間拡大、回転アップで

JAグループ福島の実践

- 営農情報の提供
- 個別巡回・相談
- 有利販売実現
- 6次化支援

「JA出荷データ分析診断報告書」により数値化・可視化して改善対応

取組 2

経費の5%削減

組合員の皆さんの取組み

- ①経営データに基づくムダの削減
 - 省力化技術・低価格資材活用
 - 予約購買の活用

- ② 税制特例措置等の活用

- ③農業機械・施設の共同利用化

農用地の利用調整・集積

集落営農の組織化

JAグループ福島の実践

- ① 生産資材の価格低減対策
- ②「営農指導・経営相談」強化

簿記記帳代行サービスによる「農業経営分析・診断報告書」により数値化・可視化して改善対応

③ファーマーズマーケットの戦略的展開と6次化推進

J A ファーマーズマーケットを生産者と消費者を結ぶ地産地消促進の販売拠点と位置付け、消費者が求める情報の共有と活用を通じて生産技術の高度化と平準化を図り、安全で安心な農産物を消費者に提供します。売れる農産物の生産販売提案や品揃えの充実、J A 農産物加工施設を利用した農産物加工（6次産業化）による付加価値向上等による県内「100億円運動」を展開し、3か年で90億円を目標に売上高拡大を図ります。

6次産業化を進めるため、「県食品産業協議会」等との連携による県内食品産業とのマッチング対策や職員の専門性向上のための研究会活動に取り組みます。

(2) 生産資材コスト低減と低コスト技術の普及推進

J A は、大口奨励や、仕入れ機能の強化、競争に負けない価格対策・物流合理化等による価格メリット対策に取り組みます。また、地域特性に応じた重点品目の選定・大型規格商品化等によるコスト低減対策に取り組みます。

全農は、バリューチェーン構築による販売力の強化に加え、トータルコストの低減による農家手取りの最大化、および多様な生産者ニーズへの対応によるJ A 購買事業の競争力強化のため、モデルJ A と全農によるプロジェクトを組織し、購買事業の課題解決策の協議にもとづく具体的な実践メニューを決定して、取り組みます。

更に、J A ・全農は土壌診断にもとづく無駄のない施肥や水稻直播栽培等をはじめとする低コスト技術の普及に取り組みます。

(3) 農業経営管理支援対策の取り組み強化

簿記記帳代行・税務申告支援の段階からのステップアップにより、担い手経営体の経営データ分析診断による農業経営コンサル支援の取り組みを進めます。

①J A における簿記記帳代行支援体制の確立

ア 記帳代行利用者の拡大

農業経営改善や税務申告の前提となる簿記記帳を支援する簿記記帳代行支援システム利用者の3,000名への拡大を図ります。

イ 簿記記帳代行サービスの事業化

J A が取り組む「簿記記帳代行サービス」は、TAC等の担い手支援担当部署やJ A 青色申告会等との連携のもと専任の担当部署を設置する等運営体制を整備し、J A の利用事業としての収支均衡を図ります。

②農業経営コンサル機能の強化

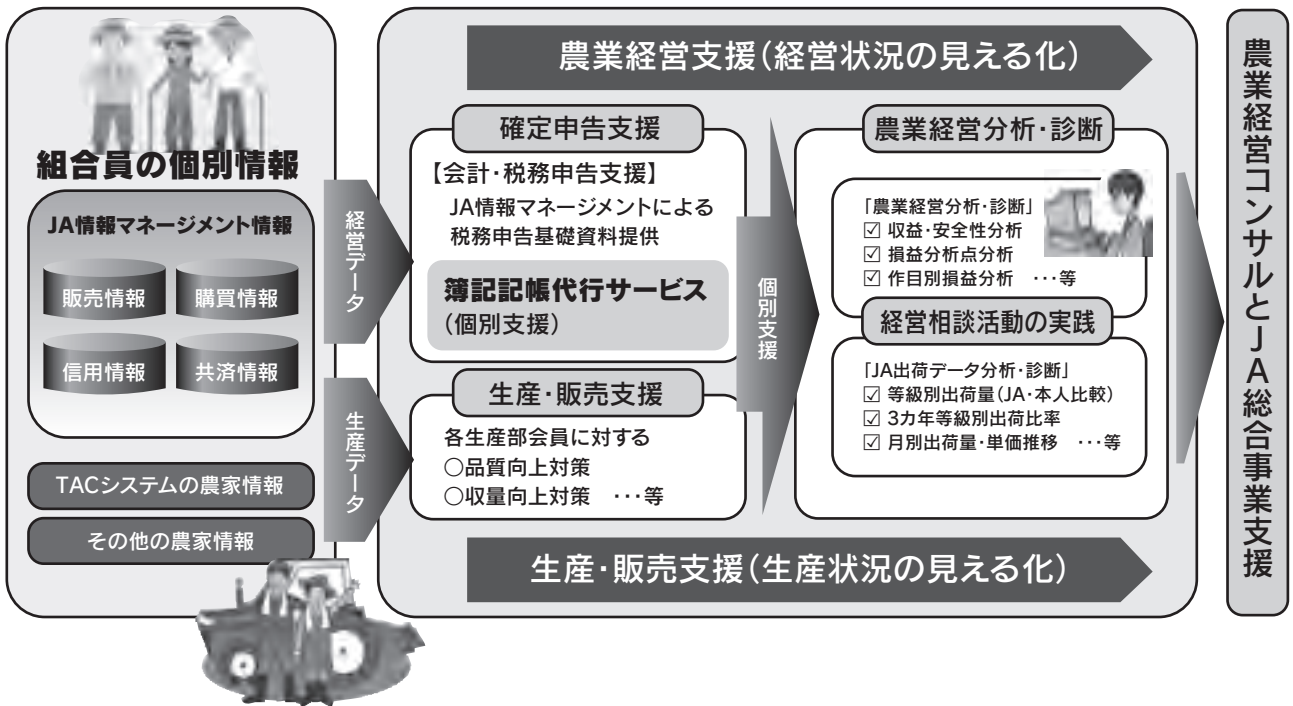
ア 農業経営分析・診断の実践

J A は、簿記記帳代行サービス利用者に対して、「農業経営分析診断書」を提供し、また、J A の園芸生産部会に所属する部会員に対しては、「J A 出荷データ分析診断書」を提供し、品質改善や増収に向けた営農支援に取り組みます。

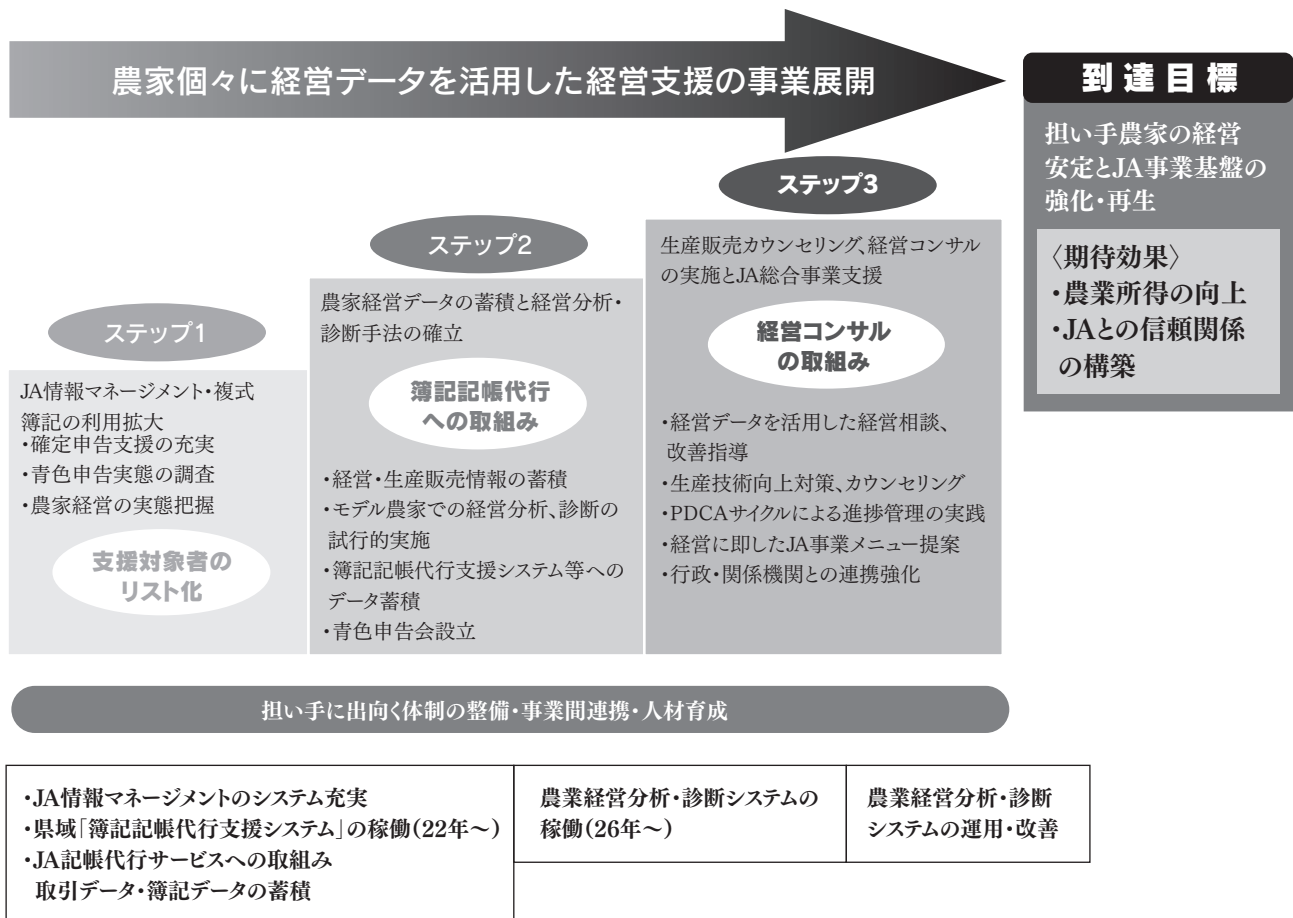
イ 担い手の「営農計画」や「所得目標」にもとづく経営コンサルの展開

J A の担い手支援担当者（TAC等）は、農業経営分析診断書やJ A 出荷データ分析診断書を活用し、担い手経営体毎に「営農計画」や「所得目標」の策定を支援し、計画達成に向けた進捗管理を定期巡回の中で行いながら営農支援や経営相談等を行ないます。モデル支援対象農家50名以上設定し取り組みを広げていきます。

【農業経営管理支援を通じた担い手への個別支援のイメージ】



【JAグループ福島「農業経営管理支援」対策のステップアップ】



4. J A 営農・経済事業の体制強化

本県農業の復興促進と農業生産基盤の回復・拡大、農業者の所得増大をはかるためには、新生 J A における営農・経済事業の体制と機能の強化が求められます。そのため、J A による経営資源の営農・経済部門へのシフトや人材育成、中央会・連合会の支援対策の具体化を進めます。

(1) J A の営農・経済事業の体制強化

① 営農・経済の要員確保と営農企画機能の強化

J A 営農・経済事業改革の着実な実践をはかるため、J A は担い手担当者（TAC・担い手金融リーダー等）の設置や、営農指導員、販売担当者等の適正人員の確保、人材育成を通じた営農・経済事業の実践体制を強化します。

② 階層別営農指導員の育成支援対策

「J A グループ福島営農指導体制強化方策」に沿い、営農・経済部門の機能強化をはかります。

J A は、農家組合員の多様なニーズへの対応や農業経営コンサルが可能な専門性の高い栽培技術や経営指導の知識をもつ営農指導員を育成するため、営農相談員・営農指導員・指導的指導員を配置し営農指導体制の充足を図るとともに、OJTを基本とした人材育成に取り組みます。

中央会・全農福島は、専門性かつ高度な知識・技術の習得に資する研修プログラムを開発・充実します。

(2) 中央会・連合会による県域担い手サポートセンターの設置

中央会・連合会は、県域担い手サポートセンターを設置し、各連が連携して J A を支援します。

① 県域担い手サポートセンターの機能強化

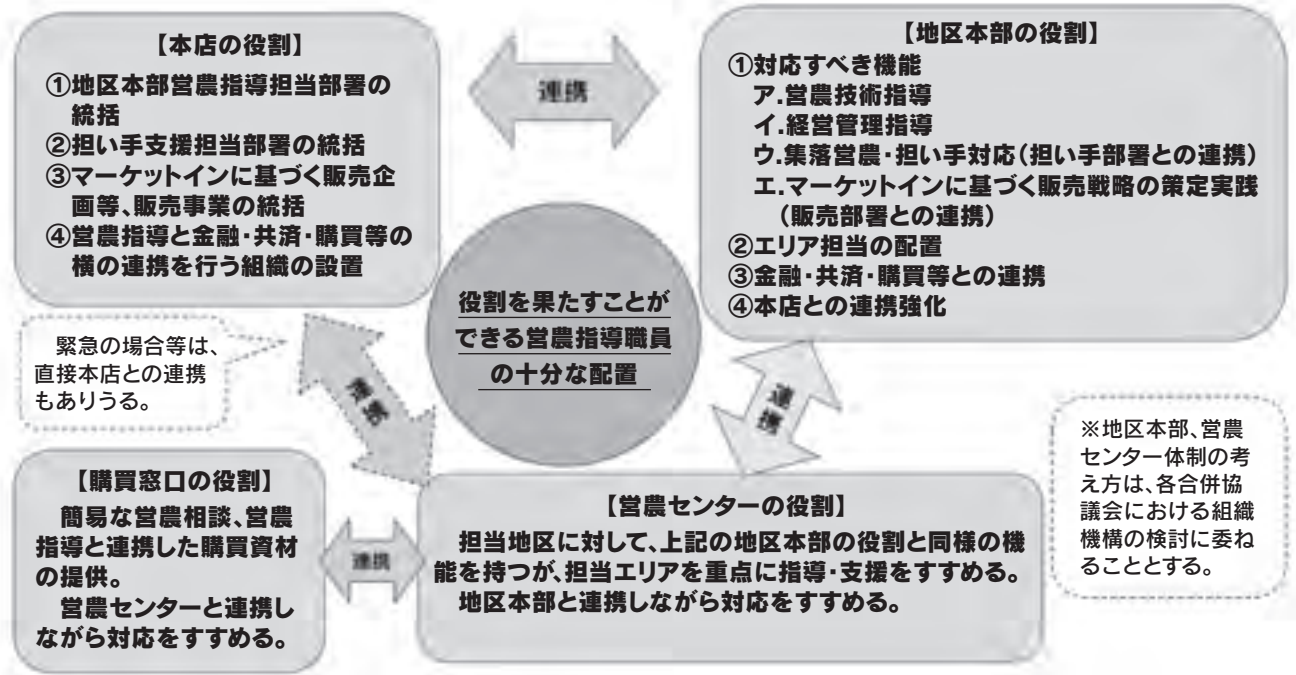
中央会・連合会は、現在の「県域営農センター（平成17年度に、中央会・全農がワンフロアで設置）」の見直しにより、中央会・連合会が連携した「県域担い手サポートセンター」機能の充実をはかります。新たな「県域担い手サポートセンター」の機能は、J A 単独では対応が困難である大規模担い手経営体を対象とした直接訪問活動の他、新生4 J A の営農指導事業の強化、生産基盤の再構築や産地づくりに向けた担い手の育成支援機能の強化対策を進めます。

② 「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」の活用

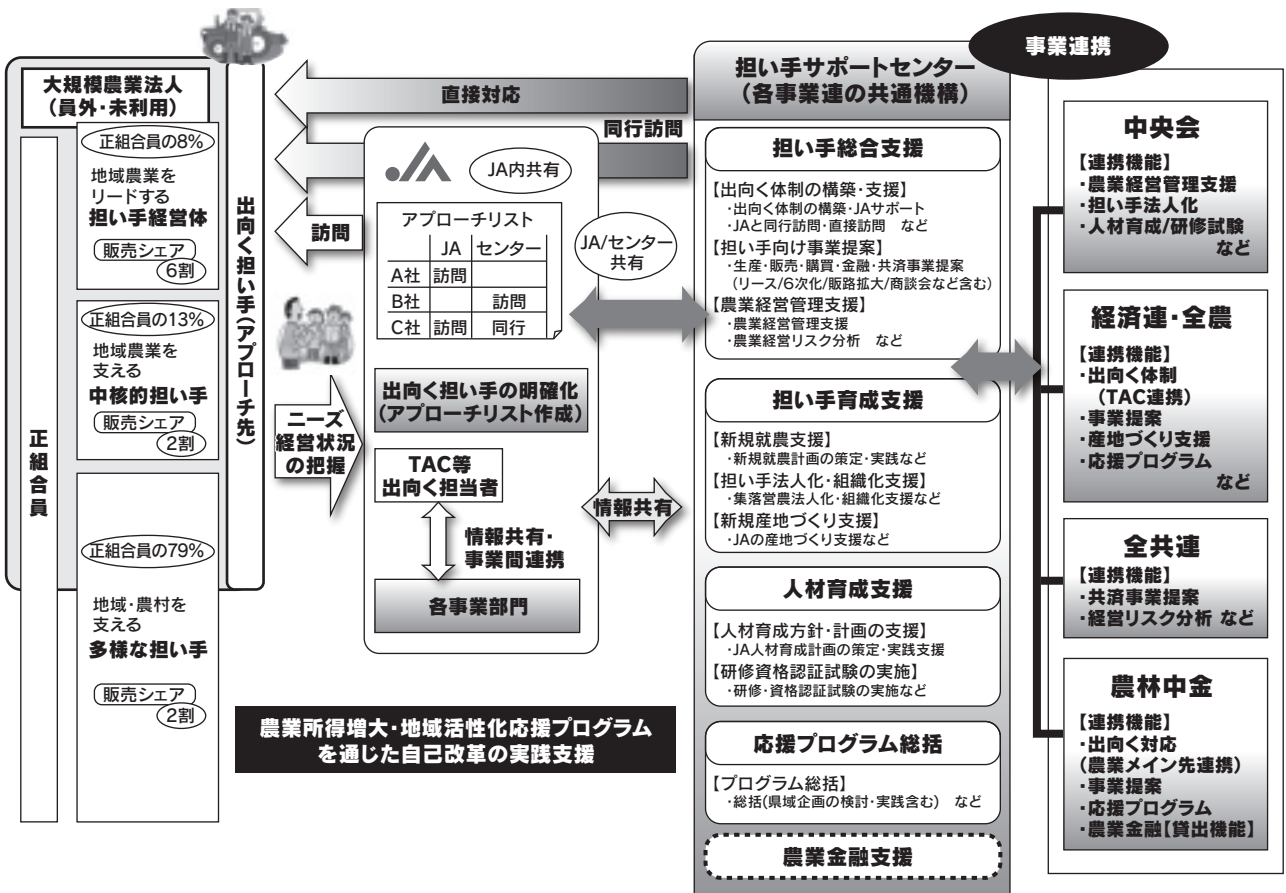
県域担い手サポートセンターは、全国連が措置した「農業所得増大・地域活性化応援プログラム（事業規模2兆円、事業費1,000億円）」を活用して、担い手の生産拡大や生産コスト低減、地域活性化に資する支援を実施します。

全国統一メニューの他、本県における地域性に配慮した県域メニューを設定し、多様な担い手を支援します。

【JAの営農指導体制の基本方向】



【県域担い手サポートセンターのイメージ】



【基本理念2】 「安心して暮らせる地域社会の実現」 への貢献

【実践方策】

1. 地域の実情・ニーズを踏まえたJA事業とJAくらしの活動の展開

JAは、企業にはない多数の拠点、総合事業、くらしの活動という「強み」を活かし、組合員と地域住民に総合的なサービスを提供することにより、地域の重要な生活インフラの一翼としての機能を発揮し、「安心して暮らせる地域社会の実現」に貢献します。

(1) JA事業（総合事業）を通じた生活インフラ機能の発揮

JAは、総合事業（営農、経済、信用、共済、福祉等）を通じて組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

①総合事業を最大限活用したサービスの提供

JAは、組合員・地域住民のニーズや地域実情を踏まえ、支店等を拠点に総合事業を通じて、地域に根ざしたサービスの提供を行い、安心して暮らせる生活に貢献するために、地域密着No1をめざします。

②介護保険事業の展開によるセーフティネット機能の発揮

JAは、平成27年度の介護保険制度改正を踏まえ、地域に根ざした「地域密着型」の高齢者福祉事業の更なる展開により県内の介護保険事業所を70か所以上に拡大（通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等）し、地域包括ケアシステム構築の一翼を担います。

(2) JAくらしの活動を通じた組合員・地域住民の「暮らしの安心」確保に貢献

JAは、JAくらしの活動の柱である「助け合い（高齢者支援活動など）」と「食と農」の視点から、地域の実情にあった活動に取り組み、組合員・地域住民の「暮らしの安心」確保に貢献します。

①食と農、地域とJAを結ぶ取り組みの実践

JAは、地域農業の理解促進の観点から、高齢者・女性・子供等の幅広い世代の地域住民を対象に、地産地消等により、新たなJA利用者や地域農業の「応援団」づくりを進めます。

ファーマーズマーケット利用等による食べる応援から、利用する・参加する・行動する応援に向け、地域コミュニティ紙の発行等による情報発信、食農教育・生活文化活動・健康寿命100歳プロジェクト、各種イベント等の開催を通じて、190万人県民と結びつきを強める取り組みを強化し、JAは、「食と農を基軸として地域に根ざした農業協同組合」であることを一層発信します。

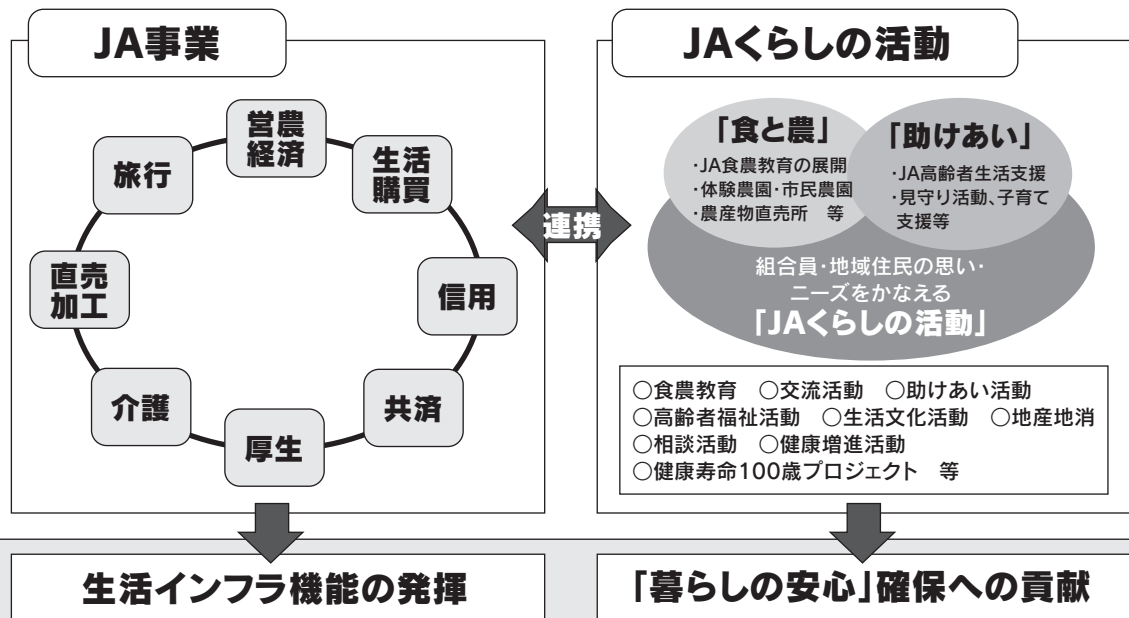
食べる	地産地消で安全・安心な県産農畜産物を優先的に購入することによる応援。
利用する	准組合員となり、JAの事業・施設を利用することによる応援。
参加する	食農教育、生活文化活動、健康寿命100歳プロジェクト等に参加することによる応援。
行動する	食料・農業・農村の理解促進のため共に行動することによる応援。

地域社会を取り巻く課題

- 人口減少、超高齢社会、地域の活力低下
- 医療・福祉等をはじめとしたくらしに関する不安
- 持続可能な生活インフラへのニーズ

JAが地域社会に果たす機能・役割

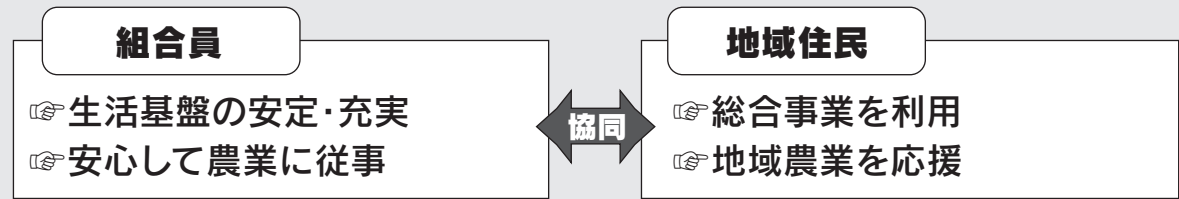
- 多数の拠点と総合事業・活動を最大限活用したサービスを提供
- 組合員・地域住民の協同活動・相互扶助をサポート



- 行政や組合員組織(女性組織・助け合あい組織等)とも連携
- JA事業とJAくらしの活動を通じた協同活動を実践し、徹底して地域を支援

地域の活性化(地方創生・まちづくり)

豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献



②住み慣れた地域での生活を守る・支え合う取り組みの実践

J Aは、地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに、J A共済福祉事業団が実施する健康増進活動をはじめとした「J A健康寿命100歳プロジェクト」等の高齢者福祉活動を展開し、組合員・地域住民の「暮らしの安心」の確保に貢献します。

また、政府の福祉政策を踏まえ、市町村の地域支援事業に積極的に関与します。

③地方創生への取り組み

J A・連合会は、政府の「地方創生」に積極的に参画し、行政や他団体と連携して地域社会・農業のグランドデザインである「地方版総合戦略」の策定・実践に取り組みます。

(3) 中央会・連合会の支援

中央会・連合会は、「J Aグループ福島介護福祉事業連絡協議会」等による情報共有と各事業の特色を生かして、J Aによる高齢者福祉事業を支援します。また、くらしの活動に対する優良事例の紹介やノウハウの構築・提供等に取り組みます。

2. 循環型社会に向けた取り組み

J Aグループ福島は、循環型社会の確立をめざし、再生可能エネルギーの利活用や組合員・役職員による地球温暖化防止等の環境問題に取り組みます。
また、原子力に依存しない社会づくりに向けた県民運動に取り組みます。

(1) 再生可能エネルギーの利活用

J Aグループ福島は、地域の実情を踏まえながら、行政や地域住民と連携し、調和のとれた再生可能エネルギーの利活用に取り組みます。

再生可能エネルギーの資源の多くが農山漁村にあることを踏まえ、太陽光発電や用水路（小水力）、家畜排せつ物や間伐材などのバイオマス（生物由来資源）等の、これまで地域で見過ぎてきたエネルギー資源を見直し、地域営農ビジョン運動による集落営農等の取り組みの中で活用できるよう、関係機関・大学等とも連携して調査・研究を行い、モデル地区の設置による実証事例の取り組みにつなげていきます。

(2) 地球環境問題への取り組み

J A・連合会は「福島議定書」事業による温室効果ガスの削減や、女性組織がすすめる「J A女性エコライフ宣言」に基づく活動により、J Aグループ福島全体の取り組みとして、地球温暖化防止等の環境問題に取り組みます。

(3) 脱原発に向けた取り組み

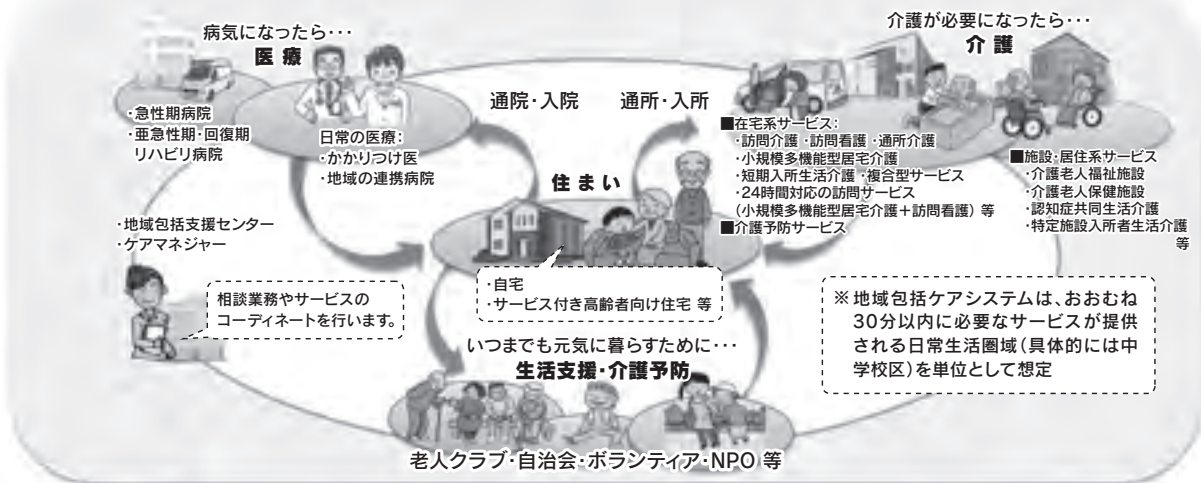
本県の原発全基廃炉を望む県民及び農業者の声を、県や関係団体と連携して、国や東京電力に働きかけるとともに、広く国民に発信していきます。

また、本県における東京電力による廃炉作業が安全かつ着実に行われるよう、また、作業工程に伴う新たな風評が発生しないよう、国や東京電力に、必要な申し入れ等を行います。

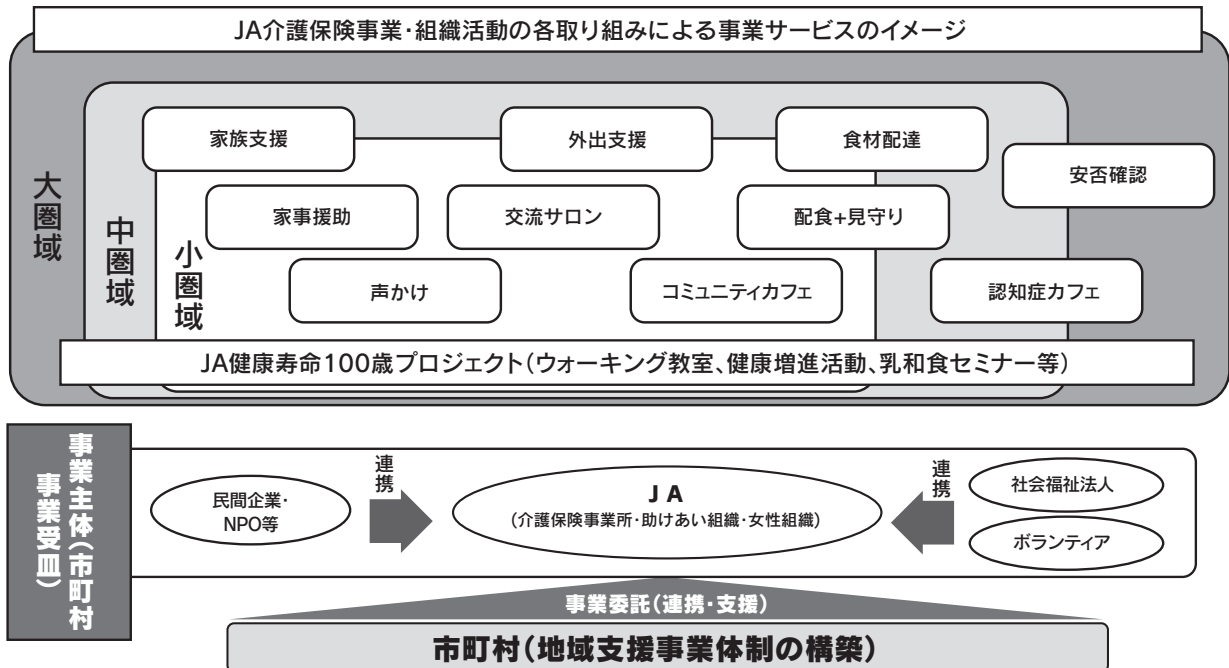
地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムの姿



【市町村の地域支援事業への関与】



【地域支援事業とは】

- 開始時期：平成18年4月
- 実施主体：市町村
- 目的：高齢者がより生きがいのある、自立した生活が送れることを目的とする。
- 平成27年度の介護保険制度改正のポイント：
政府より各市町村と各地域組織(NPO、協同組合、民間事業者等)とが連携し、主に要支援者、二次予防事業対象者に対して多様なサービス(介護予防教室、配食、見守りサービス、レクリエーション等)を提供する体制を構築すること等を通じて、地域支援事業の拡充・充実化が求められている。

【基本理念3】 組合員・利用者の「営農とくらしを守る 協同組合」の機能強化

【実践方策】

1. 組合員の「積極的な参加と利用（アクティブ・メンバーシップ）」の促進

J Aは、多様化した組合員のニーズを把握し、「わがJ A」意識の醸成を図るとともに、地域農業と協同組合の理解を深める活動を展開します。そのうえで、組合員組織等の活性化により、組合員の参画の「場」をつくり、組合員の意思反映・運営参画をすすめます。

これにより、組合員の「積極的な参加と利用（アクティブ・メンバーシップ）」の促進を図り、J Aの組織基盤を強化します。

(1) 総合力・地域密着力を支えるJ A拠点機能の発揮

支店・営農経済施設等の事業拠点を核として、地域密着により組合員・利用者への総合相談機能を強化するとともに、支店協同活動の積極的な展開により組合員・利用者の満足向上に努めます。

①1支店1協同活動の全県的展開

支店を組合員とのつながりの拠点と位置付け、地域実態や支店規模・機能に応じた総合的相談対応・事業機能発揮に向けた「1支店1協同活動」の実践に取り組みます。

②組合員訪問活動による総合相談機能の発揮

営農指導員・担い手に出向く担当（TAC）、LA、MA等の渉外体制や集落担当等により、組合員・地域を訪問し、組合員の声・ニーズを聞く活動を強化します。

③総合ポイント制による組合員メリット還元対策

総合ポイント制の取り組みにより、組合員メリット還元対策をすすめます。仕組み構築に向けた、ポイント付与基準・ポイント財源の検討等により早期の導入を目指します。

(2) 多様な組合員組織の活性化と組合員のJ A運営への参画

J Aは世代を超えた多様な組合員の様々なニーズに応じて、多様な組合員組織を育成し、活動の活性化を支援します。

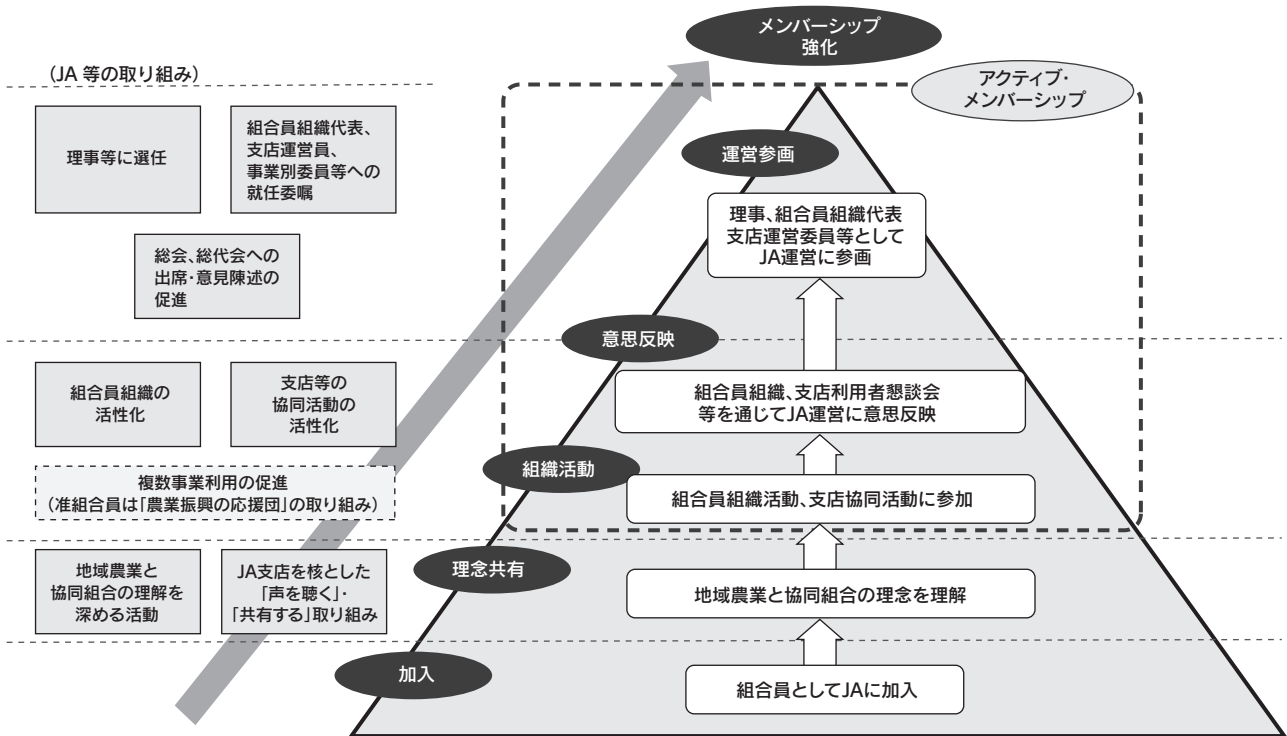
①組合員の多様な目的別組織活動への参加と運営参画の促進

J Aは生産部会、農事組合、青年組織、女性部、その他世代を超えた目的別組織等への運営面・財政面での支援により、その活動を活性化し、組合員の積極的参加とJ Aへの理解を促進します。また、こうした活動に積極的に参加する担い手や女性等の総代・理事等への選出を促進します。

②教育文化活動の展開

組合員をはじめ、協力組織や地域住民・利用者に対し、日常の事業・活動を通じて協同組合やJ Aに集う意味などについての学習活動に取り組むとともに、組織活動の活性化をはかる教育文化活動に取り組みます。教育文化活動の教材として日本農業新聞・家の光の活用をはかります。

【組合員のメンバーシップ強化イメージ】



【教育資材普及推進目標】

教育資材名	普及部数 (平成27年7月末)	普及目標
日本農業新聞	8,818 部	10,000 部
家の光	12,496 部	15,231 部

(3) 組合員の世代交代にともなう次世代対策の強化

組合員の世代交代、兼業化や親世代との別居等が進む中、JAとのつながりが薄くなる次世代への継続的なアプローチを進めます。資産管理・相続等を軸とした生活相談機能、農業継承に向けた農業塾の開催や集落営農による農地管理支援、その他JAの組合員後継者との関係強化のための柔軟な事業展開を検討実施します。

(4) 地域農業を共に支える准組合員との接点強化

JAは、正・准組合員構成における准組合員比率が年々高まっている状況や、農水省による5年間の実態調査等の動向も踏まえて、各地区における今後の准組合員のメンバーシップ強化方策（積極的な参加と利用及び運営参画のありかた等）を検討・実践します。

(5) 中央会・連合会の支援

中央会・連合会は、メンバーシップ強化につながるJAの個別事業・活動に対して各事業間の連携した支援に取り組むとともに、全国連とも連携し、効果的なメンバーシップ強化に向けたノウハウの確立や普及に取り組みます。

2. 広域合併JAの経営管理機能の強化と人材育成

合併による大規模化・広域化に伴う経営管理機能の高度化、リスク管理の強化、人材育成、情報システム整備等により合併事業計画の着実な実践と事業コストの低減に取り組みます。

(1) 経営管理機能の強化

①新合併JAの合併事業計画の着実な実践

合併事業計画及び単年度事業計画で掲げた目標の達成に向けて、新合併JAに対応した進捗管理（PDCA）体制を構築します。

合併事業計画は新合併JAの第一期の「3か年計画」にあたることから、中期経営計画としての進捗管理を行います。中期経営計画は、2年目・3年目と実践経過のなかで進捗状況に応じて見直すことが必要となります。

②コンプライアンス態勢の強化

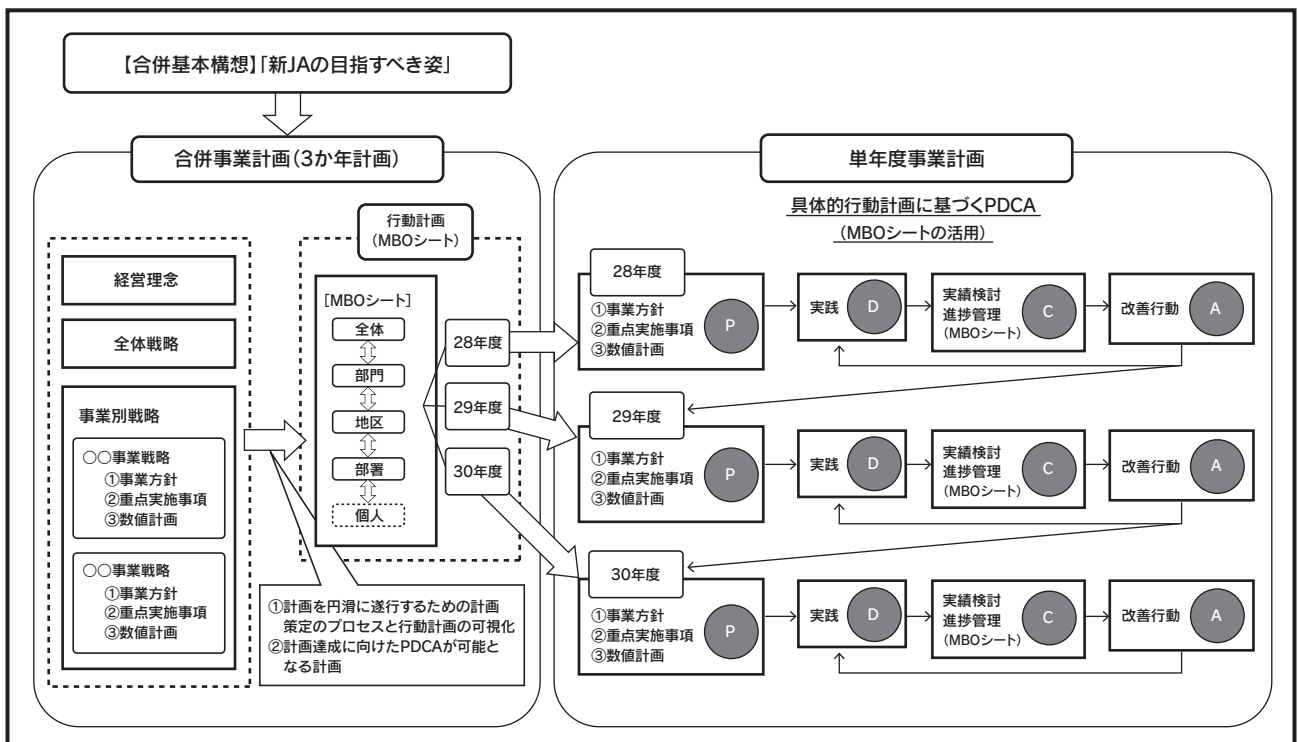
新合併JAは、信用事業では地方銀行や信用金庫並みの資金量となるほか、職員数や事業所数等でも大規模な組織となり、経営面でのリスクも合併前に比して格段に増すことが予想されます。また、組織・事業量の大規模化に伴って社会的な注目度と責任度合いも格段に高まり、万一事故が発生した場合、組合員・利用者・地域にもたらす影響は極めて甚大なものとなります。

このため、新合併JAにおいては、「事故ゼロ」を重要な経営目標のひとつとして位置づけ、増大するリスクに即応した「コンプライアンス態勢の確立」を軸に据え、職員教育、内部監査、苦情処理等を一体的・有機的に運用して事故の未然防止に万全を期す態勢を確立します。

【JAグループ福島における正・准組合員数の推移】(JA経営概況調査より)

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
正組合員数	155,134	148,685	146,731	145,531	144,733	143,833
准組合員数	84,131	102,294	103,734	105,963	109,148	111,541
合計	239,265	250,979	250,465	251,494	253,881	255,374
准組合員比率	35.2%	40.8%	41.4%	42.1%	43.0%	43.7%

PDCAイメージ



(2) 協同組合運動を支える人材育成

組合員ニーズの多様化や他業態との競争激化の中で、JAは、新たに設定した「人材育成基本方針」に沿い、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」を目指した、組合員・利用者満足の視点にたった戦略を実践する人材の育成に取り組みます。また、協同組合理念を理解し、自ら学び、考え、行動する「活力ある職場づくり」をすすめます。

①経営者層の自己啓発

経営者層については、環境変化に的確に対応した経営を実践するため、トップマネジメントやリーダーシップの発揮などについて、JAグループ内外のセミナーへの参加等を通じて、率先して自己啓発に取り組みます。

②専門性発揮に向けた人材育成とトータル人事制度の確立

JAは「人材育成基本方針」に掲げた、協同組合運動を支える職員として努力すべき方向性である「めざす／求められる職員像」を実現する自律・自立的な職員の育成をはかるため、必要に応じて自JAの「人材育成基本方針」の見直しをすすめます。

また、人事制度については、協同組合運動の実践者として果たすべき役割を定義し、「できるはずの能力」ではなく、「目標を実現できる力」を発揮して良い結果を実現させた者が適切に評価されて処遇面で報われる制度である「役割等級制度」への移行と、保有能力をもとに職務遂行上で発揮された能力を評価する「能力等級制度（発揮能力）」へ平成31年度に移行します。

③中核人材の育成と階層別研修などの徹底

JA経営戦略の策定や改革の実践を担う中核人材の育成（次世代リーダー育成研修など）により、戦略的な経営資源の配置、リスクマネジメント、経営管理など、高度なマネジメント力を備えた人材の確保に取り組みます。

また、階層別マネジメント研修を徹底し、階層別の役割や組織マネジメントなどの理解・習得により、特に管理者層（部課長・支店長）の能力強化を促進します。さらに、JAの資格認証試験のほか、事業別研修や事業ごとに必要な資格など、専門的な役割を果たす職員の養成を計画的に行います。

(3) 中央会・連合会の支援

中央会・連合会は、新生4JAの経営管理機能の強化と人材育成を支援するため、全国組織と連携した先進事例の調査研究や研究機関・民間コンサルの活用などによる専門性を発揮して、課題ごとの指針の提示や個別支援を実施します。

また、中央会・連合会は、トップセミナー、階層別職員研修、次世代リーダー研修、事業別研修などの各種研修の計画的実施により、JA役職員のマネジメント力の強化や専門性発揮を支援します。

更に、「地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会」と連携して協同組合理念を学ぶセミナーなどを積極的に開催します。

【等級制度の概要】

○現状

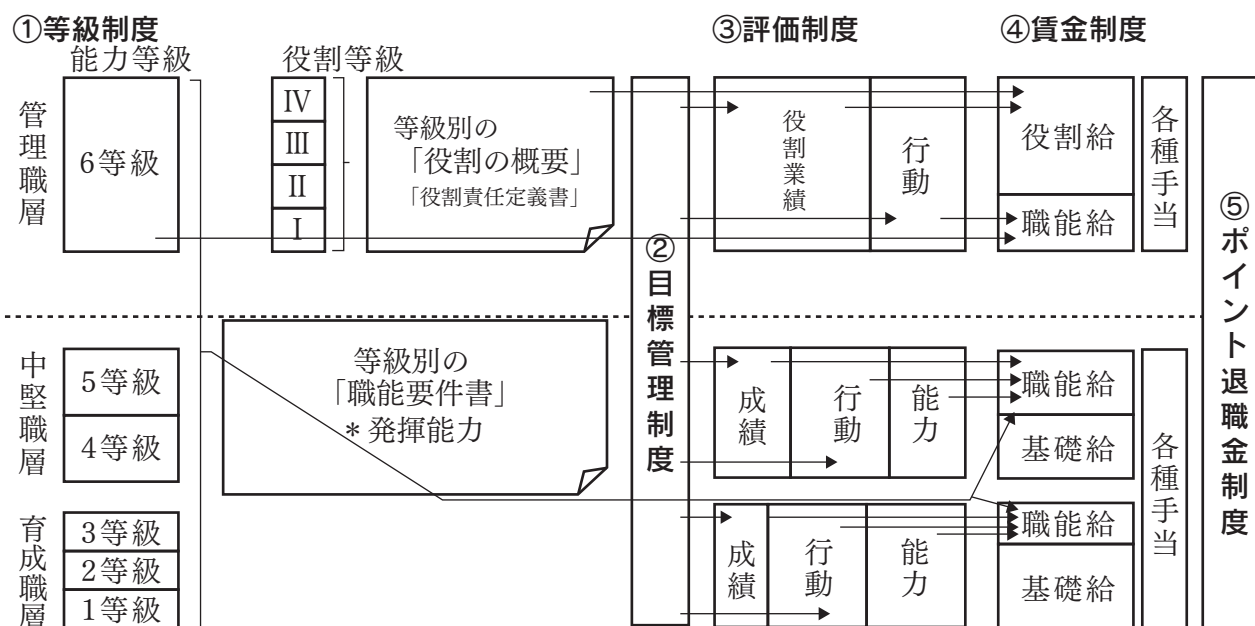
能力等級制度 (保有能力)	『保有職務遂行能力』という属人的な要素を中心に序列が定められた制度。職掌・職群・職種・職務段階等の職務・(保有)職能基準を明確にした管理概念に基づいて序列が定められた等級制度。実質的には年功になってしまう。
--------------------------	---

○平成31年度から

役割等級制度	役割階層別に役割(業績・管理統率・部下育成・チームワーク等)の対応基準によって格付けおよび昇降級運用する制度。能力を発揮した結果どうなったかを重視する。 例:管理統率:上司の示す方向性、考え方に部下が共鳴し、実現に向けて力を結集させること⇒「コミュニケーションをよくした結果、何でも気軽に話し合える職場になった」。
能力等級制度 (発揮能力)	『発揮職務遂行能力』という属人的な要素を中心に序列が定められた制度。保有能力を基に職務遂行上で発揮された能力(実際の能力)に応じて昇降級運用する制度。

資料:(公財)日本生産性本部の資料を参考にJA福島中央会作成

【JAグループ福島版役割等級制度の概要図(イメージ)】



資料:(一社)JC総研「JA版役割成果主義人事制度」を参考にJA福島中央会作成

協同組合らしいトータル人事制度のために大切なこと

基礎給 ⇒ 能力に応じた最低給。管理職は固定。中堅・育成職層は経験習熟を考慮して一定期間昇給(評価反映なし)

機能給 ⇒ 人材育成面で能力を把握する(成績・意欲行動・発揮能力評価を反映)

役割給 ⇒ 役割遂行度合(達成度)を判断する(役割業績評価を反映)

3. 「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成の取り組み

大震災・原発事故からの復興促進、食料・農業・農村政策の確立、TPP交渉問題などの農政課題解決には、組合員の意思結集とともに県民理解が必要です。また、JAが「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」であることについての県民理解を一層進める必要があります。JAグループ一体の農政・広報活動の強化をはかります。

(1) 組合員の意思結集による農政運動の展開

農政運動については、次の点を重視した取り組みを展開します。

①農政運動の体制確立

JAは広域合併後においても、組合員への情報提供と意見の積み上げの徹底等、農政課題に対する地域からの意思結集が十分可能となり、また、市町村の首長や議会に対する地元からの要請活動が行える農政運動の体制を確立します。県段階では県知事・県議会、県選出国會議員、政府与党への要請活動を積極的に展開します。

TPP交渉に関する運動での農業団体・消費者団体・医療団体・建設団体等とのネットワークを強化するとともに、地域から県民理解促進の運動を広げていきます。

②農政運動の重点分野

営農再開や風評対策、損害賠償対策等の大震災・原発事故からの復興促進、新農政の展開に対応した担い手育成や米の需給と価格安定をはじめとする農業所得向上対策、TPP交渉の大筋合意を受けた運動の再構築等を重点に取り組みを強化します。

(2) 国民理解の醸成に向けたJA広報活動の取り組み強化

地元農畜産物や農家実態など食と農に関する現場の情報を、役職員・拠点施設から積極的に発信し、地域農業が果たしている多面的機能、地産地消や安全・安心に対する取り組みについて広く地域住民の理解を得る活動を展開します。

①広報機能の強化に向けた取り組み

合併4JAの階層別（役員、部課長、担当者等）によるセミナーや研究会等により、トップ広報の強化及び各種メディア活用等による広報活動の強化に取り組みます。

また、中央会・連合会による統一広報に取り組みます。

②県産農畜産物の安全・安心確保に向けた広報活動の展開

県産農畜産物に対する風評払拭に向けた取り組みが重要性を増すなか、マスコミへのパブリシティやホームページ等、多様な広報手段を活用し、県産農畜産物の安全性を広く県内外の消費者に対し情報発信し、信頼回復に向けて取り組みます。

(3) 地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会を軸とした県内の多様な組織との連携

2012国際協同組年年福島県実行委員会の後継組織としても位置付けた「地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会」を中心とする協同組合間連携により、本県の復興をはじめ、「食と暮らし・いのちを守る県民運動」、協同組合の価値と役割を広く県民に発信する活動を強化します。また、福島大学協同組合ネットワーク研究所等との連携も含め、協同組合理念をともに学ぶ活動、協同組合シンクタンク機能の整備検討等にも取り組みます。

※地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会（愛称：地産地消ふくしまネット）とは、JAグループ福島、県生協連・森連・漁連、福島大学協同組合ネットワーク研究所、その他県内の協同組合等が参加する組織。

【組合員意思結集と県民理解を求める農政運動の展開】



抗議活動(デモ行進)

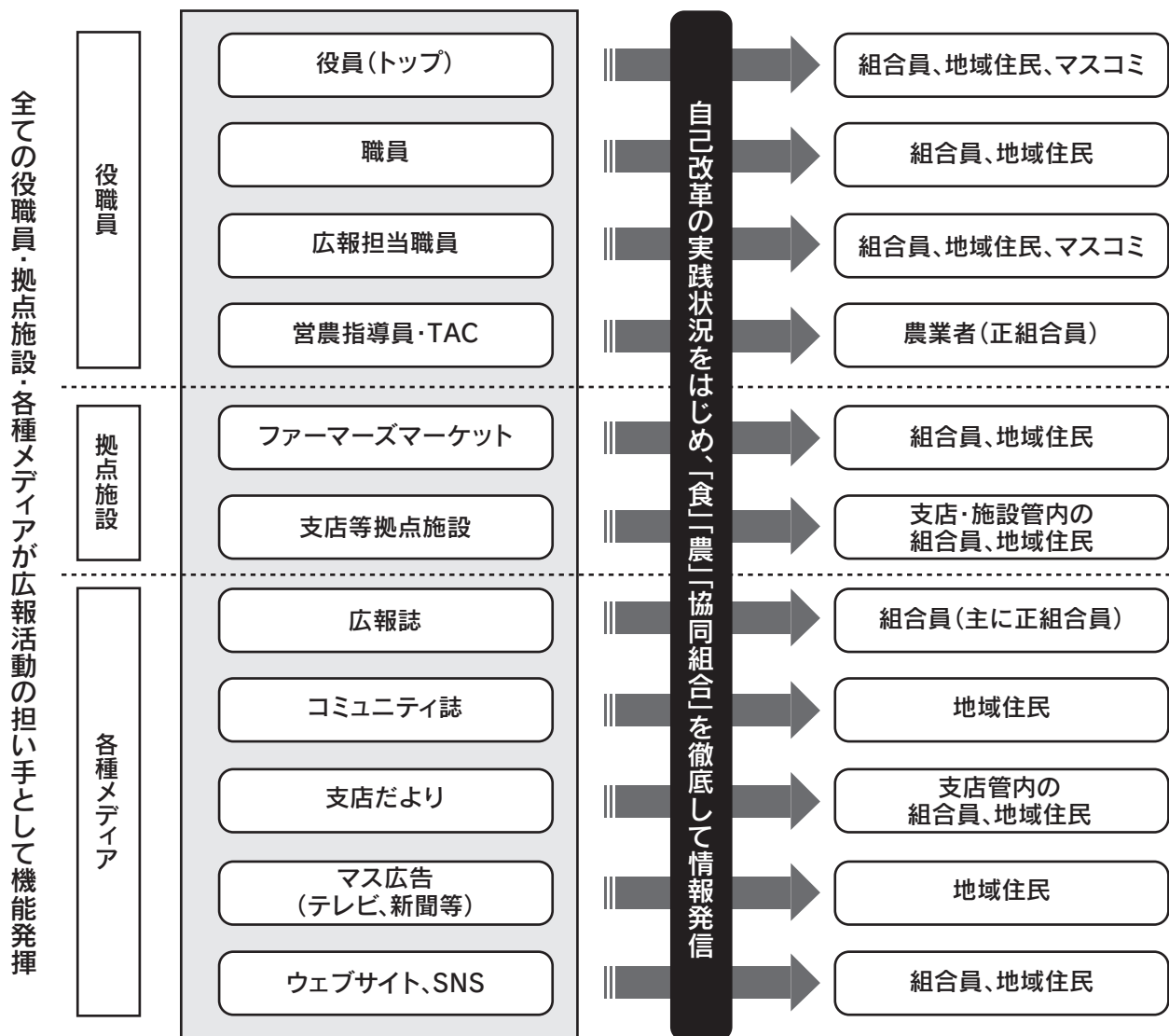


知事への要請活動



理解促進活動

【多様な広報手段を通じた情報発信】



V. 中央会・連合会の支援

1. 中央会

(1) 今後の中央会のあり方

農協法改正により、都道府県中央会は連合会に、全国中央会は一般社団法人に組織形態を変更することとなりました。また、本県においては、平成26年9月よりJA役員をメンバーとする検討会を開催し、4JA構想に対応する中央会のあり方について方向付けをしました。

こうした経過を踏まえ、JA福島中央会は、次期中期計画において、県内4JAに対応した組織と事業の見直しを行うとともに、平成31年9月を期限とする連合会への組織移行に向け、全国中央会と連携して検討・準備を進めます。

(2) 合併JAへの支援体制

合併JAへの出向または駐在による常時相談体制、テーマ別の支援体制、連合会と連携した体制（県域担い手サポートセンター）等により合併後のJAへの支援を進めるとともに、総合性と専門性を兼ね備えた人材を確保・育成して、高度化するJAの課題に対応します。

(3) 高水準JAの構築に向けた経営相談・監査機能、代表機能、総合調整機能の発揮

中央会は、合併により超大規模となる県内JAの「高水準の事業機能を具備し、自己責任経営を確立したJA」の構築に向け、経営相談・監査機能、代表機能、総合調整機能を発揮します。

①経営相談・監査機能

- ・農業者の所得増大に向けたJAの取り組みを支援する機能
- ・JAの健全性を確保し、組合員が求める事業の安定的利用をはかるため、協同組合の特質をふまえた監査の実施とそれと連携した経営相談（教育事業含む）機能

②代表機能

- ・組合員・JAの意見・要望を取りまとめ、対外的に発信することによる意思結集・反映機能（JA大会・農業振興大会等の意思結集、農政運動、対外広報）

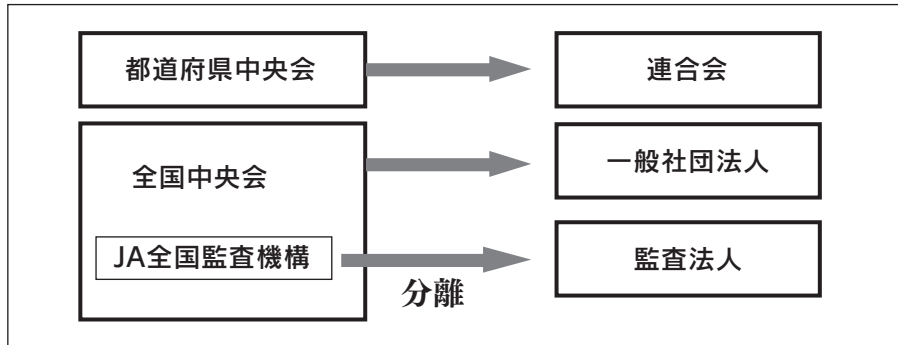
③総合調整機能

- ・JA間・連合会間の連絡・調整を行うことにより、事業の縦割りを解消し、JAグループの総合力を発揮するために担うべき機能。また、県行政との調整も担う。

【機能発揮の方法】

- 会議、集合研修中心の相談対応から、個別JAの課題に応じた相談機能を発揮します。（個別対応重視）
- 対応により得たノウハウ、優良事例の横展開を通じて、よりJAのニーズに対応した相談機能の発揮に努めます。（優良事例横展開）
- より専門的な対応を進めるために事業を重点化します。また、JA・連合会・他県中央会との共同運営、JA・連合会への機能移管（段階的移管含む）等により効率化する事業を検討・整理します。（重点化と効率化）

◆農協法改正による中央会組織の見直し(平成31年9月末まで)

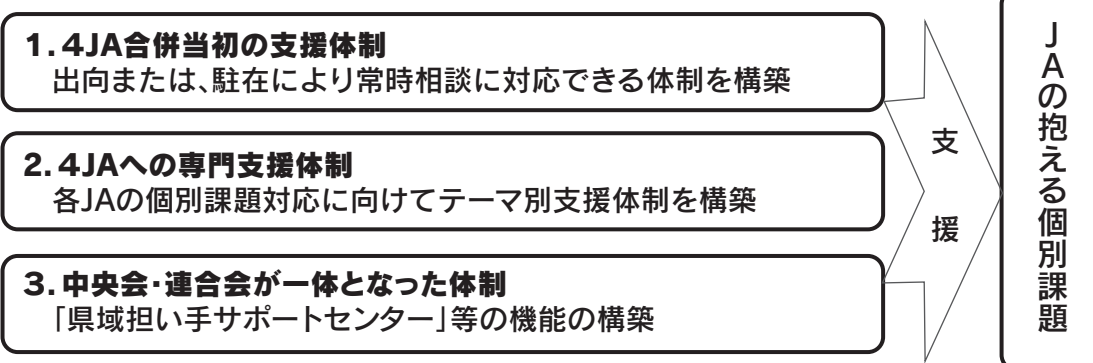


◆JA福島中央会の今後の組織・事業運営

平成28年4月～31年9月末まで	平成31年10月以降
JA福島県中央会の次期中期計画 ①県内4JA構想に対応した組織の見直しと事業展開 ②農協法改正による連合会への移行準備 ※会員JA・連合会と十分に協議しながら検討	連合会に組織変更

全国中央会による関係機関との組織移行対策の協議・検討

◆事業実施体制



◆4JA構想に対応して中央会が具備する機能と機能発揮の方法

高水準JAの構築に向け経営相談・監査機能、代表機能、総合調整機能を発揮する。

経営相談・監査機能

代表機能

総合調整機能

※機能発揮にむけ、以下の3点を重視して実行する。

個別対応重視

優良事例の横展開

重点化と効率化

2. 全農

(1) 販売事業の機能強化

「生産から消費まで一貫した流通体制」の確立をめざし、マーケットインに基づく生産・販売事業方式への転換をします。また、部門横断的な消費地販売機能を発揮するために消費地販売部による体制の充実を図ります。

① 米穀事業

- ア 実需者ニーズに対応した「ふくしまの米」の継続的集荷・販売の強化
- イ 担い手・生産法人に対応したフレコン集荷・流通拡大による物流コスト（共計コスト等）の低減ならびにJA集荷対策の支援
- ウ 「精米工場」を新設し、精米販売の拡大及び地産地消の活性化を実施
- エ 「会津広域連合農業倉庫」を新設し、流通コスト低減を実施

② 畜産事業

- ア 経営規模拡大支援、生産基盤拡充および品質向上対策の実施
- イ 福島ブランドの販売拡大に向け、実需者と一体となった販売を実現
- ウ JA畜産センター、県内施設、子会社との連携を図り、一貫した体制強化を実現

③ 園芸事業

- ア 果実・野菜振興委員会・品目別専門部会からの意見を集約し、販売を起点とする新たな園芸振興プランと連動した、生産基盤拡大と周年生産販売の実現
- イ パッケージステーション、農産物直売所、選果施設を核とした、実需者ニーズに対応した、多元的販売の拡充
- ウ 新しい消費ニーズや流通形態に対応した加工業務用品目の生産振興

(2) 購買事業の機能強化

農業者の所得増大をめざし、生産に係るトータルコストの低減に向けた購買事業の展開、地域のくらしの支援に資する生活事業の展開に取り組みます。

① 生産購買事業

- ア 物流合理化の提案ならびに銘柄集約での低価格帯品目の提案
- イ 供給価格における後戻し方式から原価参入方式への切り替え
- ウ 低コスト生産技術による生産コストの引下げ実現
- エ 農機・MC事業における段階的運営強化対策の実践
- オ 施設建築事業における専門性の発揮によるJA資産管理の強化

② 燃料事業

- ア 石油事業の運営環境に対応したJA-SS広域修正マスタープランの実践
- イ ガス事業の運営環境に対応した広域販売所・保安機関体制の検討と構築
- ウ 「事業一体化（JA・JA子会社・全農）」や「事業受託」の検討

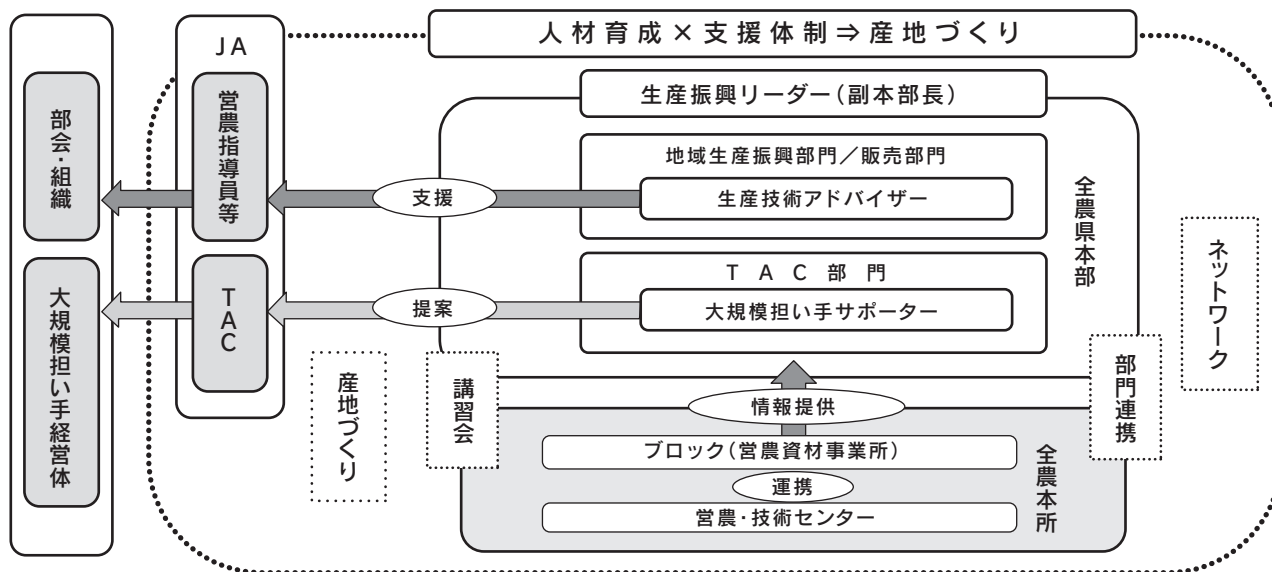
③ 生活購買事業

- ア 地域のニーズに沿ったサービスの提供（食材宅配、葬祭、配置家庭薬）
- イ 県域一体化運営（広域会社化）の検討

(3) 産地づくりのための人材育成と支援体制の整備

- ① 産地づくりを担う営農指導員等のレベルアップを図るための専門講習会充実
- ② 「生産振興リーダー」を配置して、生産から販売まで部門間連携を強化した産地づくりの支援体制構築
- ③ JA担い手専任担当者を支援する「大規模担い手サポーター」の配置

産地づくりのための人材育成プランと支援体制整備のイメージ図



3. 共済連

新生JAの事業計画の着実な実践に向け、総合的なJA支援体制を確立するとともに、JAの事務負担軽減に向けた取り組みを実施します。

また、共済事業としての地域活性化・農業振興に向けた取り組みを強化します。

(1) 総合的なJA支援体制の確立

① JA指導・サポート機能

JAへ「出向く体制」を強化し、総合的なJA支援を実践できる体制を構築します。

② 引受審査・査定機能

JA指導・サポート機能への要員の重点配置を図るため、段階的に県域を越えた機能集約を行い、専門性の向上と効率化を目指します。

③ 自動車損害調査機能

JAと連合会SCの一体的な運営体制により、利用者満足度の向上を目指します。

一体的な運営体制の構築については、段階的に連合会SCへの事案の一元化を進め、最終的にはJAが契約者対応を担い、連合会SCが車物・人身事案の損害調査を行う体制を目指します。

④ 事務・電算システムの再構築

共済申込書のペーパーレス化、共済掛金のキャッシュレス化等、新たな事務手続きを展開することで、JAの事務負担を軽減し契約者対応力の強化を図ります。

(2) 共済事業としての地域活性化・農業振興に向けた取り組み

① JAの地域貢献・営農活動への支援

ア. 地域活性化に向けた地域貢献活動の取組強化

地域貢献活動について、既に取り組んでいる「ひと・いえ・くるま」の活動に「暮らし」の分野を加えて、柔軟な取組みができるよう再編するとともに、生活環境の充実に資する「生活支援・協同活動」や「防災・防火対策活動」に新たに取り組むことで、地域の活性化に貢献します。

イ. 農業リスク分野へのコンサルティング活動と保障提供の実施

農業経営の大規模化・法人化等に伴い、増大・多様化する担い手経営体等の事業リスクに対応するため、JAグループと連携のもと、担い手経営体等に対してリスクコンサルティングを実施し、リスク喚起に取り組めます。

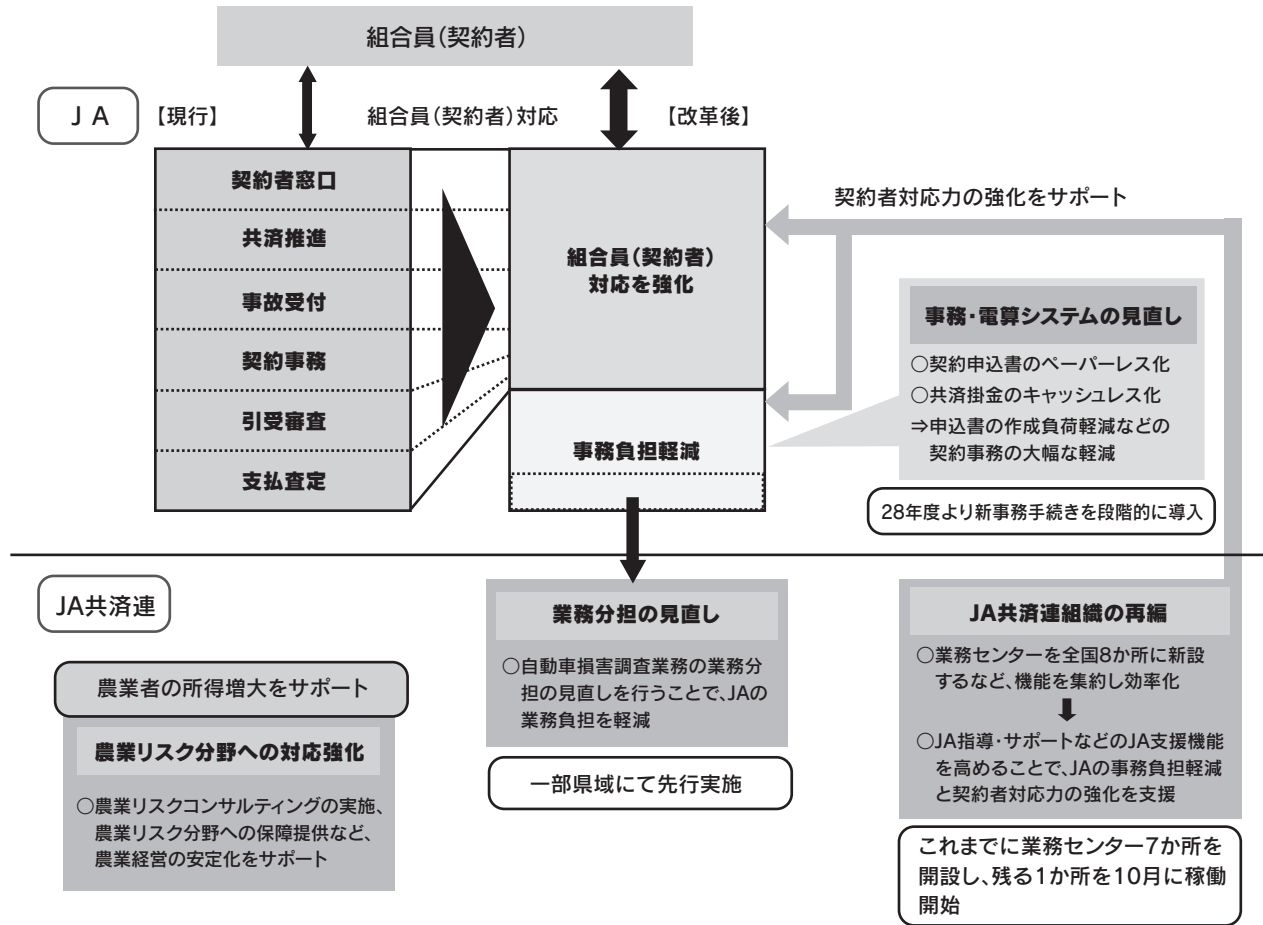
また、JA共済と共栄火災の適切な役割分担のもと、担い手経営体等を取り巻く事業リスクを包括的に保障する仕組み・商品の開発に取り組み、リスクコンサルティングを踏まえた過不足ない保障を提供することを通じて、担い手経営体等の事業・生活基盤の安定化に貢献します。

② JAグループの取組みと連動した農業振興に貢献する活動の展開

地域農業の振興に向けて、地域における6次産業化の取り組みに対して、6次化ファンドを通じて資金面からの支援を実施するとともに、事業固有のリスクに対する保障提供に取り組めます。

また、JAグループとして取り組む担い手支援や新規就農支援等の農業振興に向けた活動について、共済事業の特性を踏まえたなかで、他事業連と共同・連携について検討します。

○共済事業におけるJAの事務負担軽減に向けた取り組み



○共済事業としての地域活性化・農業振興に向けた取り組み

		現状		再編後
地域貢献活動の再編	ひと分野	健康管理・増進活動		健康管理・増進活動
		介護・福祉活動	強化	介護・福祉活動
	いえ分野		新規	防災・防火対策活動
		災害救援活動		災害救援活動
	くるま分野	交通事故未然防止活動	強化	交通事故未然防止活動
		交通事故被害者支援活動		交通事故被害者支援活動
	くらし分野		新規	生活支援・協同活動
		文化支援・環境保全活動		文化支援・環境保全活動
広報活動	TV・ラジオ・HP等による広報	強化	地域貢献活動全体の広報等	
その他	連合会役職員による活動等		連合会役職員による活動等	
農業リスク分野の取組強化			新規	リスクコンサル～対策提案
	農業リスク保障提供		強化	農業リスク保障提供
			新規	農業リスク情報提供
JAグループの取組み	6次化ファンド		強化	6次化ファンド
	再エネファンド		強化	再エネファンド

4. 農林中金

信用事業におけるJA総合事業の支援・補完をすすめます。

(1) 震災・原発事故からの復興

- ① 震災・原発事故の影響を受けた組合員・利用者への相談機能を発揮し、震災からの復興を金融・非金融面からサポートします。

(2) JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備

① 信用事業運営の合理化等

ア 平成30年度末までに、全JA店舗へオンラインキャッシュ等を導入し、JA店舗事務の大宗を占める現金事務の効率化をはかります。

イ JA店舗の営業強化と効率化の2方向を中心に新たな店舗戦略を検討していきます。

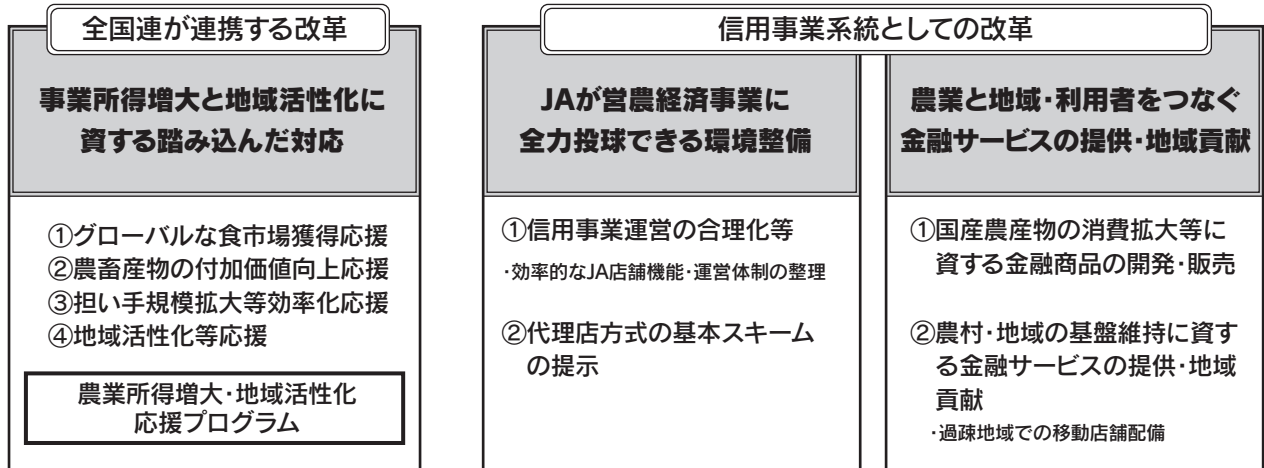
ウ 効率化を通じて生み出される要員・時間等の経営資源を、組合員・利用者サービスの強化や営農経済事業・農業金融への要員シフトに有効活用します。

エ 過疎地等への金融サービスの提供（地域貢献）および災害時の金融機能維持（BCP）の観点から、平成30年度末までのJAにおける移動店舗の導入について、検討していきます。

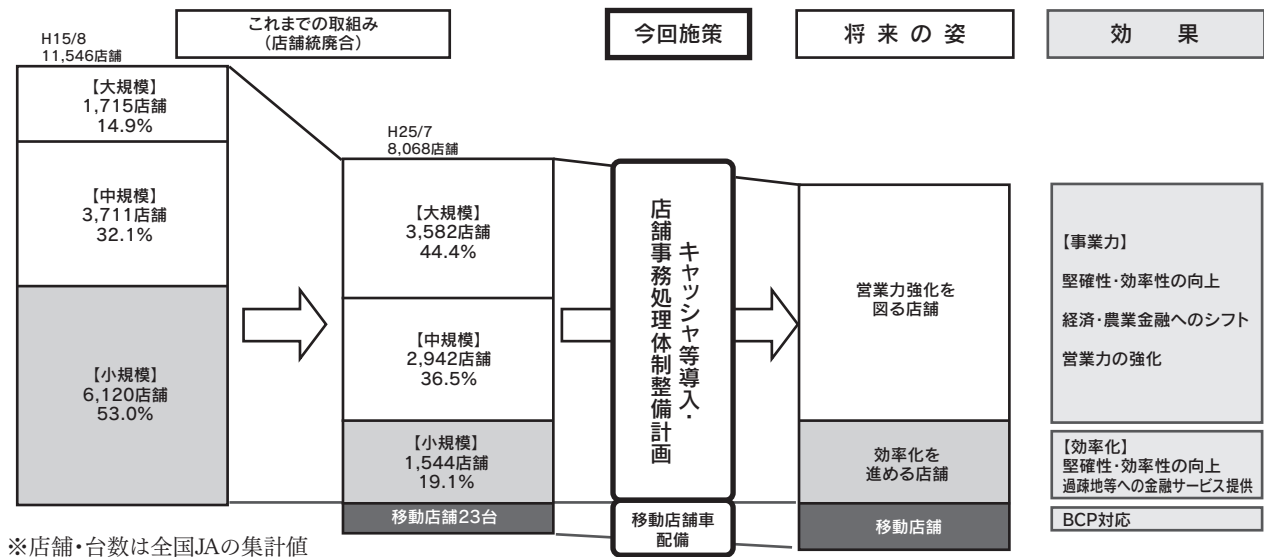
② 代理店方式の基本スキームの提示

農林中金は、営農経済事業の強化に向け信用事業の負荷を一層軽減したいJAのための選択肢のひとつとして、「代理店モデル」の基本スキームを提示します。

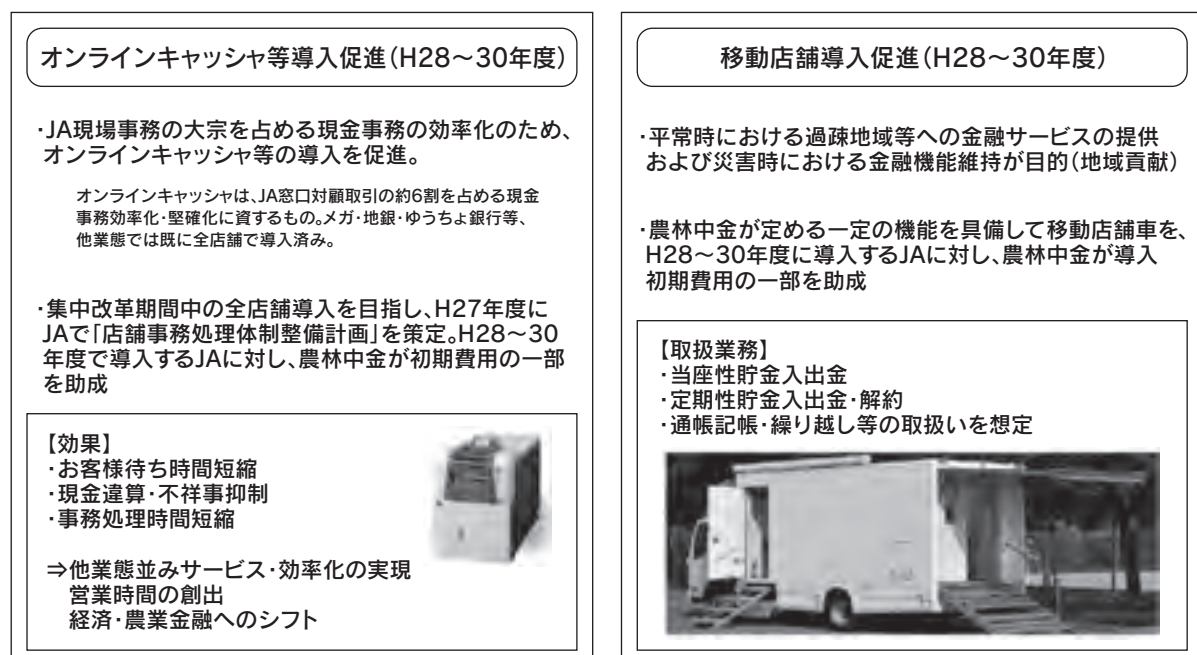
【JAバンク自己改革(平成26年10月とりまとめ)の骨子】



【JA信用事業店舗の効率的な店舗機能・運営態勢のあり方】



【オンラインキャッシュ・移動店舗等の導入促進】



(3) 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

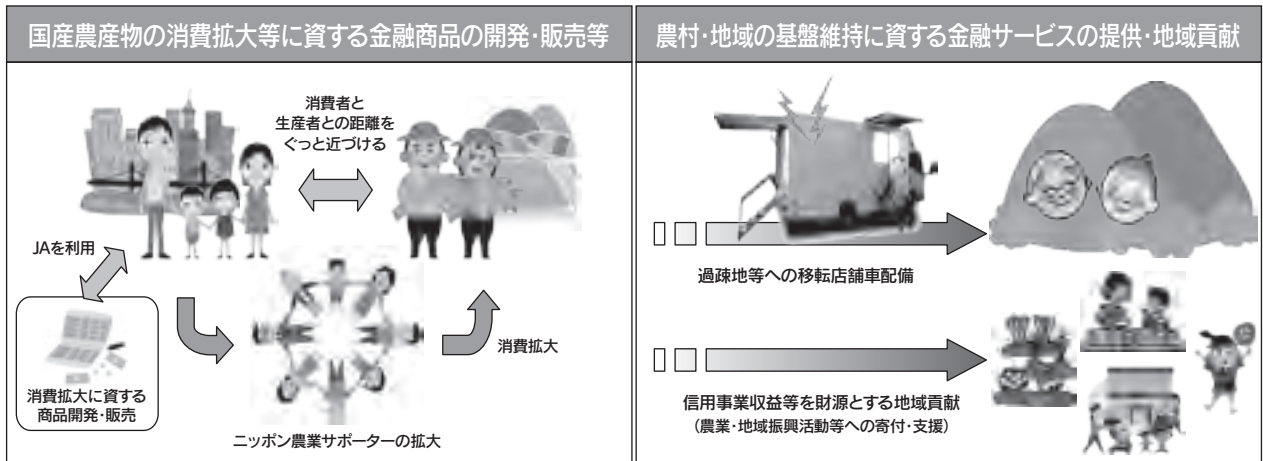
- 准組合員のJA事業利用は、結果としてJA事業収益の確保に大きく寄与しており、これがJAの農業・地域振興への取り組みを支え、組合員の満足度を高める好循環を生み出しています。

農業貢献を実感できる金融サービス等を提供し、准組合員等の満足度を一層高め、更にJA事業をご利用いただくことにつなげていきます。

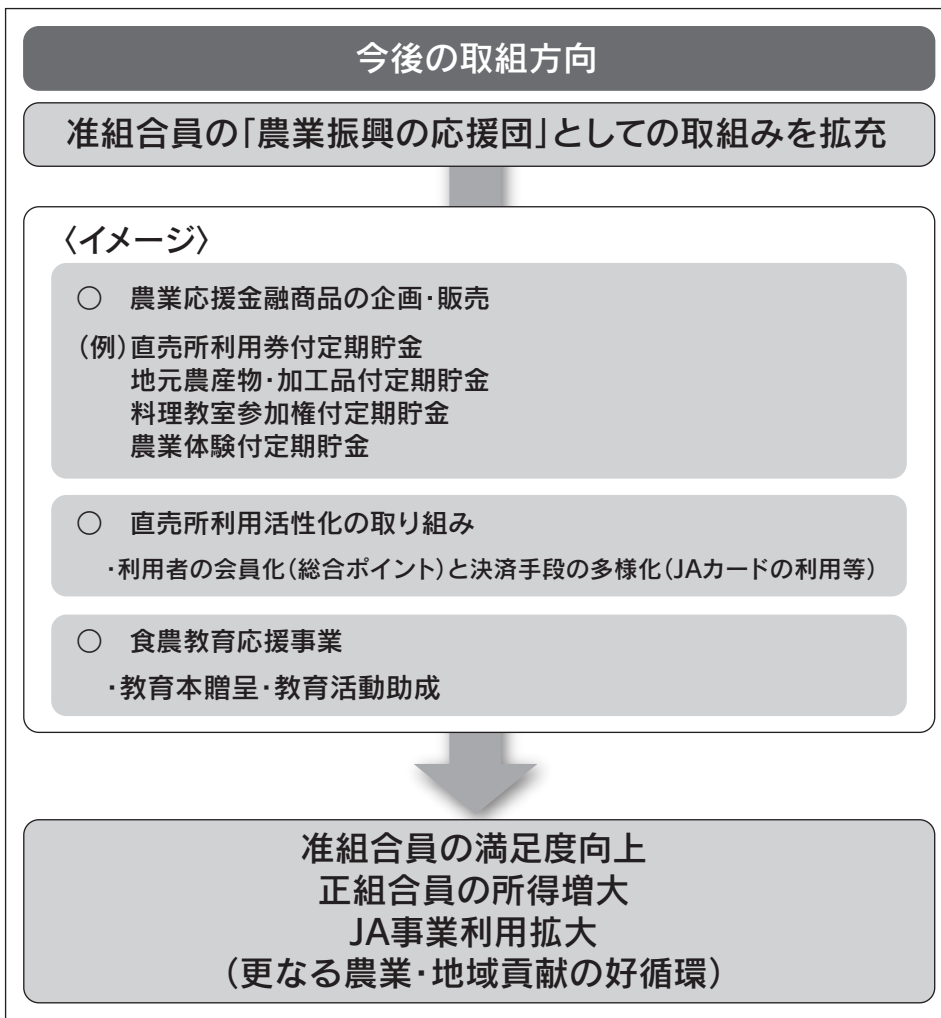
これにより、JAは信用事業取引の深耕・拡大、正組合員は国産農畜産物の消費拡大等を通じて所得増大を享受できる、といった、三者にとってメリットのある関係が構築できます。

- こうした考え方のもと、准組合員の「農業振興の応援団」としての取り組みを拡充し、地域の実状にあわせ、創意工夫のもと「農産物消費拡大」につながる金融商品を企画・販売することで、農業と地域経済の発展に貢献します。
- 農業・地域振興活動への支援等、農業生産・生活の場である農村・地域の基盤を守るための取り組みを行います。

【農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献(イメージ)】



【農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの事例と今後の検討方向】



5. 厚生連

J A 厚生連の使命達成と公的医療機関として、J A 組合員・地域住民の健康を守り、豊かな地域づくりに貢献します。

(1) 医療提供体制の確立による地域医療の確保

地域医療を担う基幹病院として、医師確保に重点的に取り組み、地域の特性に応じた診療体制・診療機能の整備充実を図り、地域から信頼され選ばれる病院を目指します。

- ① 医師確保対策の推進
- ② 病院機能の整備・充実・向上対策
- ③ 地域医療構想を見据えた病院将来構想の策定
 - ア 地域医療構想への参画、地域包括ケアシステムへの対応
- ④ 情報システムの充実

(2) 疾病予防・健康増進の視点に立った健康管理活動の展開

組合員・役職員及び地域住民の健康を守るため、J A と連携し、疾病及び生活習慣病の早期発見・予防の視点に立った健診活動を積極的に推進するとともに、原発事故に伴う放射線被ばくリスク対策の推進に取り組みます。

- ① J A と連携した健康管理活動の展開
 - ア 担い手を対象とした農業従事者特別健診の推進
 - イ J A 組合員・役職員を対象とした定期健康診断・人間ドックの推進
 - ウ PET-CT 検診の推進
- ② 地域住民等に対する健康管理活動の展開
- ③ J A 健康寿命100歳プロジェクトの推進
 - ア 全 J A を対象とした健康教育・啓蒙活動（健康教室・運動指導・栄養指導）の推進（J A 女性部との連携）
 - イ J A 共済福祉事業団と一体となった健康増進活動の推進
 - ウ J A が開催する地域イベントへの参加
 - エ 行政・関係団体との連携による教育啓蒙活動の推進
- ④ 放射線被ばくリスク対策の推進
 - ア 放射線被ばく健診（ホールボディ検診）に係る行政との連携・協力
 - イ 放射線被ばくリスクに係る講演会の開催支援・情報提供

(3) 利用者に満足される高齢者福祉・介護事業の推進

平成37年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向け、J A 及び関係機関との連携のもと、施設・在宅サービスの充実を図り、組合員及び地域住民の期待に応えられ、満足される高齢者福祉・介護事業を推進します。

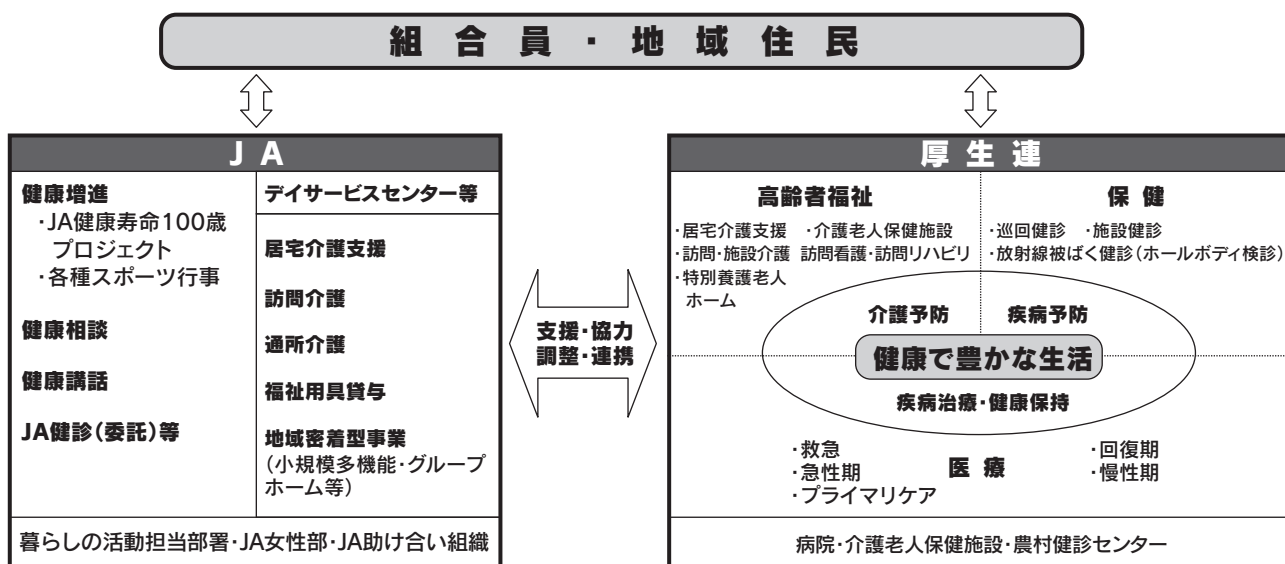
- ① 施設・居宅サービスの充実
 - ア 介護老人保健施設における施設サービスの充実
 - イ 施設・訪問リハビリテーションの充実・拡大
 - ウ 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所による居宅サービスの充実
 - エ J A が行う居宅サービスとの連携強化
- ② 高齢者福祉事業の推進
 - ア J A が行う介護保険事業への支援協力と連携強化

(4) 安全・安心で満足を提供する医療・保健・福祉事業運営体制の強化

医療安全対策を積極的に推進するとともに、患者・利用者サービスの向上を図り安全・安心で満足を基本とした良質な医療・保健・福祉サービスを提供します。

- ① コンプライアンス態勢の強化
- ② 患者・利用者サービスの向上
 - ア 安全・安心な地元食材を使用した地産池消の推進
- ③ 医療要員確保対策の推進
- ④ 教育研修の充実と人材育成
- ⑤ 農村医学の振興

組合員・地域住民への保健・医療・高齢者福祉の提供



6. J Aグループ福島情報化基本構想に基づく情報システム対策

次期J Aグループ福島情報化基本構想（平成28年度～平成30年度）に基づき、新生4J Aの合併事業計画の着実な実践を支援するため、各種の情報システム対策に取り組めます。

具体的な実践においては、効率化や対策コストの抑制、セキュリティ対策の強化を図るため、J A福島電算センターを実践部署としてシステム対策に取り組めます。

【具体的な実践事項】

(1) 営農指導・相談を支援するシステム対策

多様な組合員類型に対応した営農指導や相談に対応するため、J Aの営農指導員が利用する「営農指導支援システム」や組合員が自らの農業経営に必要な情報を取得するための「営農情報サービスサイト」等について検討し、必要なシステム対策に取り組めます。

(2) 経営管理機能等の充実

J Aにおける効率的・迅速・確実な経営状況の把握のための「経営管理システムの充実」や効率的かつ高度な内部監査の実現のための「内部監査支援システム」について検討し、必要なシステム対策に取り組めます。

(3) 事務の統制と効率化のためのシステム対策

合併により広域化し拠点数や職員数が増加することに伴い、事務処理には迅速化や効率化が求められる一方、事務リスクの抑制や事務処理の統制が必須となることから、「Web会議」、「ワークフロー機能の充実」や「イメージファイリングシステム」等によるペーパーレス化について検討し、必要なシステム対策に取り組めます。

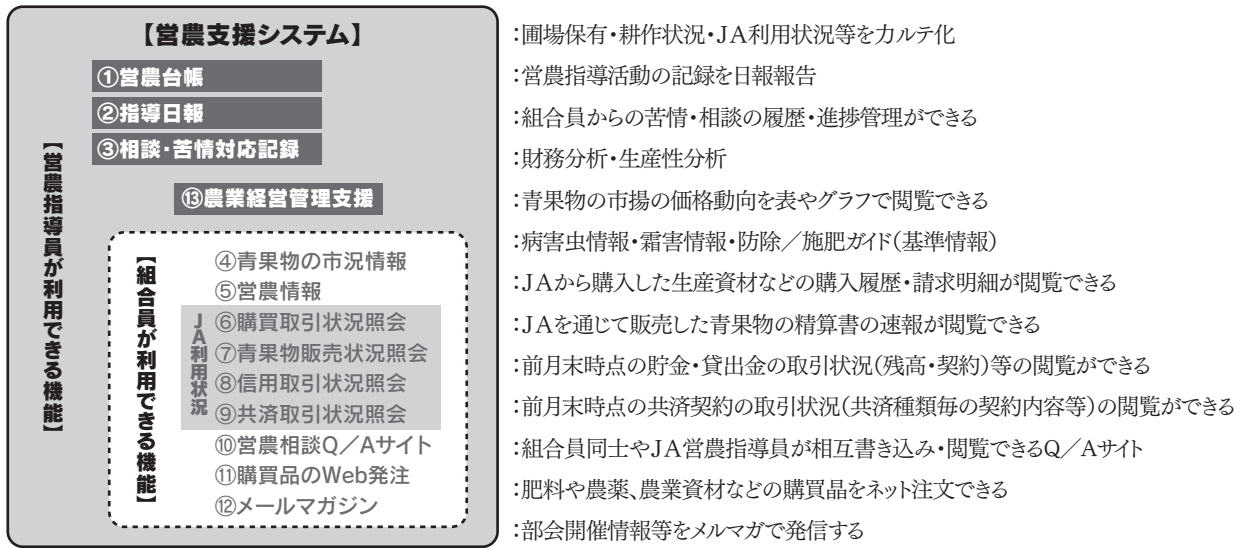
(4) 事業継続対策の強化と情報セキュリティマネジメントの継続実践

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、大規模な自然災害等の発生を想定し、不測の事態においてもJ A事業への影響を最小限に抑え、システムの迅速・確実な復旧をめざし、J A／県段階における事業継続対策を可能な限り強化します。

また、情報セキュリティ対策については、平成28年1月から取り扱いが開始されるマイナンバー等の特定個人情報や平成27年6月に発生した日本年金機構での情報漏えい事件を教訓として、従来の情報セキュリティマネジメントサイクルを継続実践するとともに、より確実な実践のため、J A機器やデータをJ A福島電算センターへ集約する等のセキュリティ対策を強化します。

■ 営農指導・相談を支援するシステム対策

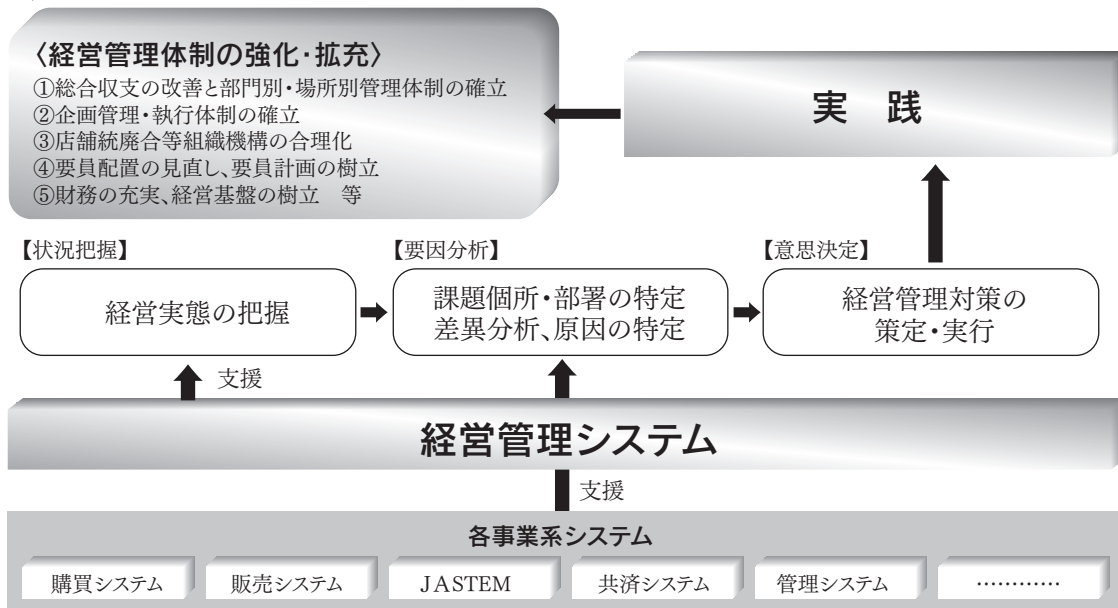
◆ 営農指導支援システムと営農情報サービスサイト



◆ 営農指導支援システム：①～⑬ ◆ 農業経営管理支援システム：⑬ ◆ 営農情報サービスサイト：④～⑫

■ 経営管理機能等の充実

◆ 経営管理システム

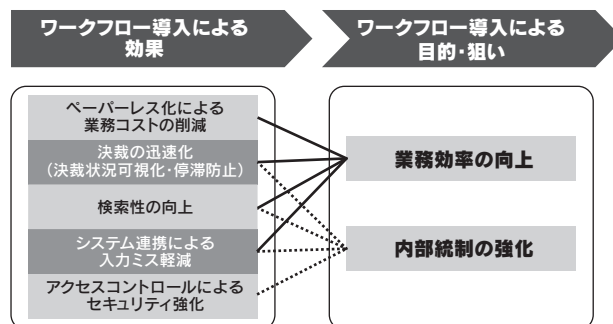


■ 事務の統制と効率化のためのシステム対策

◆ web会議システム



◆ ワークフロー機能の充実



〈 参 考 资 料 〉

1. 福島県の農業・JAをめぐる情勢

(1) 東日本大震災・原発事故以後の福島県の農業復興の現状

本県農業の復旧・復興は、放射性物質の除染・吸収抑制対策や検査体制の強化により、水稲等の作付け再開や放射性物質が検出されない農畜産物づくりが進められ、明るい兆しが見えてきています。しかし、本県産農畜産物への風評は沈静化せず、「福島ブランド」の信頼回復は依然厳しい現状にあります。また、避難区域の再編・解除等により帰還・営農再開する組合員も出てきていますが、依然として避難区域の農業者の多くは帰還や営農再開の目途がたたず、長期化する避難生活の中で、営農意欲を失いかけています。

(2) 農業生産基盤の減少

① 農家人口の推移

農業者の高齢化や後継者不足に加え、本県は大震災・原発事故の影響で販売農家の減少（10年前と比較し70.7%）が全国（71.9%）に比較して大きく、集落営農も減少し、更に、被災で営農活動を中断した17,200経営体のうち、平成26年3月までに営農を再開したのは10,500経営体（福島県調べ）と、本県における担い手不足が深刻な状況にあります。

【福島県の農業担い手の状況】

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
販売農家(戸)	80,597	70,520	68,200	59,900	58,400	57,000
基幹的農業従事者(人)	89,377	81,778	73,700	61,800	61,000	60,300
65歳以上(人)	53,397	51,246	45,000	38,100	38,800	40,000
65歳以上(%)	59.7	62.6	61.1	61.7	63.6	66.3
認定農業者	5,362	6,782	6,780	6,621	6,416	—
新規就農者/年	165	192	182	142	224	166

※販売農家数(22年度/17年度)：福島県(87.5%)、全国(83.1%)、東北(82.3%)

※販売農家数(26年度/22年度)：福島県(80.8%)、全国(88.5%)、東北(83.5%)

「農林業センサス」・「農業構造統計」より

【集落営農等の状況】

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
農用地利用改善団体	—	344	370	325	317	316
人農地プラン策定済	—	—	—	104	156	207

福島県調べ

② 農業産出額とJA販売高の推移

農業産出額は、震災前の平成22年が2,330億円であったのに対して23年は震災の影響で1,851億円に減少し、24年には2,021億円に増加しましたが、震災前には回復していません。また、JAの販売品販売高は震災前の平成22年が960億円であったのに対して、震災後の23年には689億円に減少し、26年には813億円に増加しましたが、震災前までは回復していません。

【福島県の農業産出額・JA販売品販売高の推移】

(単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
農業産出額	2,450	2,330	1,851	2,021	2,049	未発表
JA販売高	901	960	689	762	830	813
うち米	381	424	275	365	355	343
米依存率 %	42.3	44.2	41.4	47.9	42.8	42.2

(3) 人口減少社会と組合員の世代交代、正・准組合員構成の変化

福島県の人口は、平成22年(2,029千人)・25年(1,913千人)・32年(1,873千人)・52年(1,485千人)と震災前22年から10年間で156千人(30年間では544千人)の減少が予想(国立社会保障・人口問題研究所)され、震災後10年間の人口減少数は全国で6番目に多い予想となっており、進む少子高齢化の中で、JA事業環境も変化し、米を中心に農畜産物の消費も減少傾向が進行しています。

JA組合員も60歳以上が50%以上を占め、正組合員は減少・准組合員比率は増加しており、今後も世代交代による脱退等が懸念されます。

【組合員数の推移】

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
正組合員数	155,134	148,685	146,731	145,531	144,733	143,833
准組合員数	84,131	102,294	103,734	105,963	109,148	111,541
合計	239,265	250,979	250,465	251,494	253,881	255,374
准組合員比率	35.2%	40.8%	41.4%	42.1%	43.0%	43.7%

(4) 農政をめぐる情勢

農業の成長産業化の名のもとに、農地中間管理機構・多面的機能支払・経営所得安定対策の見直し・平成30年産米からの生産調整の見直し等、農業政策は大きく転換しています。本県は多面的機能支払い・中山間地支払等(地域政策)の加入面積カバー率は約41%ですが、水田のナラシ対策(産業政策)加入面積カバー率は16.3%と低く、米価下落基調の中で、集落営農や認定農業者拡大による加入促進が課題です。

更に、TPP交渉(本県の影響試算は1,070億円のマイナス)の大筋合意による外国産農畜産物の輸入圧力の強まりが懸念される等、農業経営の見通しは不透明となっています。

【ナラシ対策(水稻)加入状況】

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
農地維持支払協定数	—	673	640	569	594	913
対象面積(ha)	—	40,570	38,149	33,921	35,257	46,326
中山間直接支払協定数	1,380	1,273	1,252	1,257	1,266	1,234
対象面積(ha)	15,779	15,874	15,625	15,777	15,880	15,515
ナラシ策加入件数	—	2,406	2,085	2,027	1,937	2,034
対象面積(ha)	—	12,700	9,791	10,333	10,365	11,123
カバー率(%)	—	—	—	—	—	17.8

(5) 食生活・ライフスタイル・流通構造の変化

米の消費構造は、中食・外食が4割超を占め、家計消費の購入先もインターネット等を含め多様化しています。野菜の消費構造は、加工・業務用が5割超を占め、うち3割が外国産です。

このような中で、本県産農畜産物は、原発事故の影響で風評が沈静化せず販売不振・価格低迷が続いています。ファーマーズマーケットの売上回復等の明るい兆しもありますが、県産米の県内消費率は震災前の80%台から震災後には60%台に減少しているなど、以前として課題があります。

2. 前回大会決議「大震災・原発事故からの再生と次代につなぐ協同」の実践状況

(1) 消費者と共生する「安全・安心なふくしま農業」の復興

- ① 本県農業の復興の取り組みについては、放射性物質の土壌測定・吸収抑制対策・農畜産物検査体制強化・情報開示等の安全・安心確保に関する4段階の取り組みや、県産農畜産物のPR対策・消費者等とのリスクコミュニケーションの取り組み、水稻等の作付け再開や放射性物質が検出されない農畜産物づくり等に成果を上げてきています。しかし、県産農畜産物への風評は沈静化せず、「福島ブランド」の信頼回復は依然厳しい現状にあります。
- ② 地域営農ビジョン運動については、震災の影響で中断していた集落営農推進の取り組みが、JAグループ福島の「地域営農ビジョン運動方針」の設定（平成25年2月）により、県と連携した取り組みを再開しました。JA段階では6JAが地域営農ビジョン運動方針を策定しましたが、全JAでの取り組みには至っていません。
- ③ 農業所得10%アップの取り組みについては、農業経営管理支援対策での農業簿記記帳代行システム利用者が830件（フル機能活用）となり、税務申告支援、経営分析診断書の策定等の取り組みが進みましたが、所得向上に向けた具体的な生産販売対策やコスト低減対策の提案、経営改善提案（コンサル）の実施等には至っていません。

(2) 安心して暮らせる地域社会再生への貢献

- ① 組合員・地域住民の生活維持再生について、県内全JAが「JA地域暮らし戦略」を策定し、地域コミュニティ再生の取り組みを進めてきました。
- ② 助け合いを軸とした地域セーフティネットの構築では、「地域包括ケアシステム構築」に向けて、デイサービスセンターの設置が7JAですすめられ、また、健康寿命100歳プロジェクトも全JAで取り組まれる等の活動が広がっています。

(3) 組合員・利用者の「営農とくらしを守る協同組合」の再構築

- ① 組織基盤の拡充に向けた態勢づくりでは、女性の経営参画について、平成26年度の女性正組合員が23,847人（平成23年度22,988人）で正組合員に占める割合は23.8%（27年目標25%）、女性総代は930人（平成23年度891人）・全総代比率9.3%（目標10%）と、一定の前進がありました。
- ② 組合員・利用者満足に貢献する人づくりでは、多くのJAで職能資格制度を中心としたトータル人事制度を構築しているものの、一定の年齢になると自動的に職能給の昇給をストップさせるなどの年功的な運用となっている等、「育成」の視点を念頭に置いた評価や異動に関する課題があります。

また、職員資格認証試験（基本認証）については全国合格率・平均点との格差、取得率の県内JA間格差が生じています。

(4) 原発事故に伴う損害の万全な補償対策

- 平成27年10月末の、JAグループ福島東京電力原発事故農畜産物損害賠償協議会を通じた、賠償請求は2,293億円、支払は2,145億円（94%）となっています。

(5) 脱原発に向けた循環型社会への取り組み

- JAグループ施設への太陽光パネルの設置や営農型再生可能エネルギー活用での太陽光発電の取り組み、集落営農を通じた取り組みのシンポジウム開催や全中等の再生可能エネルギー研究会への参加等を実施してきましたが、本格的な取り組みは今後の課題となっています。

(6) 国民理解の醸成

- ① 農政活動については、復旧復興促進を求める要請活動、TPP交渉における国会決議順守の取り組み、農政改革に対応して米の需給と価格安定や農業者の所得向上に向けた政策要請等に取り組み、TPP交渉では、消費者団体・医療団体・建設団体等との連携が進められました。
しかし、平成27年10月5日、交渉参加12か国の閣僚会合（米国アトランタ）において、大筋合意がなされ、今後外国産農畜産物の輸入圧力が強まることが懸念される状況となっています。
- ② 広報対策では、復旧・復興や風評払拭に向けた安全・安心対策等のメディアを活用したPRやイベントへの参加等を、JA・連合会の各段階で進めてきました。2012年国際協同組合年を契機に地産地消ネット（JAグループ、生協連、漁連・森連）を核として県内各協同組合との連携を強化し、復旧・復興対策やTPP対策、農協改革に対する協同組合の価値の発信等の取り組みを進めました。

3. 「農協改革」の概要

「農協改革」の概要

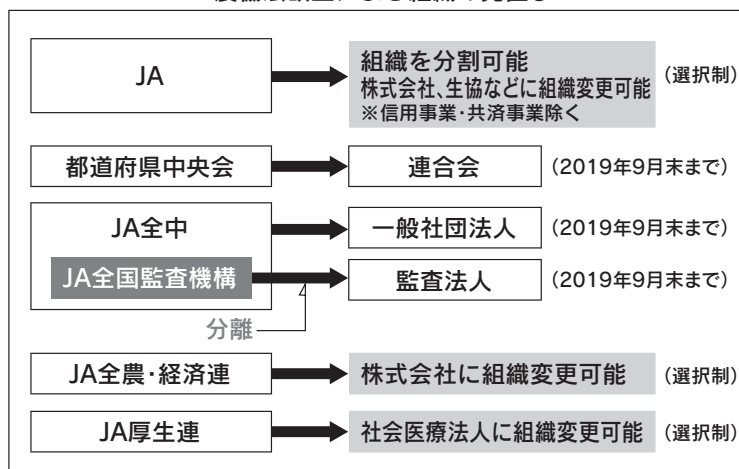
- 政府は、「農協改革」で、「JAが農業者の所得向上に向け、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業を運営するため」として、組織の見直しを含めた以下の農協法改正を行います。

平成27年8月28日成立

平成27年9月4日公布

平成28年4月1日施行予定

農協法改正による組織の見直し



農協法・事業の目的 組合員に最大奉仕/農業所得の増大に最大限配慮

- 「農協改革」が目指す農業・農村所得の増大に向けて、農協法第7条にJAや連合会の事業目的として、従来の「組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」に加えて、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」ことが明記されました。
- また、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」との現行の条文は、農協は利益を上げてはならないといった誤解を助長しかねないとの声がありました。
このため販売事業などから高い収益を上げ、「事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない」とされます。
- 組合の事業について「組合員に対し、その利用を強制してはならない」旨の規定が明記されます。

理事構成 過半が認定農業者等に/例外・経過措置も

- JAの理事構成については、原則として過半数が「認定農業者または農産物販売・法人の経営などに関し実践的な能力を有する者」でなければならないとされました。
- 経営管理委員会制度を導入するJAは、経営管理委員の過半数が原則として認定農業者でなければならないとされました
- ただし、JA管内の認定農業者が少ない場合などは、経営管理委員会制度のJAも含め、例外措置が政省令で措置される予定です。
- 経過措置として、これらの理事の要件規定は、法律施行後3年（2019年3月末まで）以降で、最初に開かれる通常総(代)会までは適用しないものとされました。

准組合員の利用規制 規制見送り/調査の上、5年間で結論

- 准組合員の利用規制の在り方について、法律施行日から5年間、正・准組合員の利用実態や農政改革の実行状況の調査を行った上で検討し、規制を導入するかどうかも含めて結論を出すことになりました。
- 農協改革の一連の議論では、准組合員の事業利用は正組合員と同等までしか認めないといった強硬論も出ました。一方で、准組合員を農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーと位置付けるJAグループや地域振興などに与える影響を考慮して、慎重な対応を求める声が相次いでいました。

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

【第1原則：自主的で開かれた組合員制】

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

【第2原則：組合員による民主的な管理】

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

【第3原則：組合財政への参加】

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立ることにより、自分達の組合を一層発展させるため。なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合員の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

【第4原則：自主・自立】

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

【第5原則：教育・研修、広報】

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者・オピニオン・リーダー—にむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

【第6原則：協同組合間の協同】

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

【第7原則：地域社会への係わり】

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。